

略称等に「及び」が含まれる場合における当該略称等に係る併合的接続について

（担当 神山参事官）

一 議題

1 法令名などの固有名詞に「及び」が含まれている場合において、当該固有名詞と他の字句について単純な併合的接続をするときは「及び」で接続されているが、略称として設けられた又は定義がなされた字句（以下「略称等」という。）に「及び」が含まれている場合には、当該略称等と他の字句について単純な併合的接続をする際に、接続詞をどのように用いることとすべきか。

2 これに関する用例としては、略称等を仮に「A及びB（等）」とすると、次に掲げるいずれの例もみられる。

- ① 「及び」を用いて、「A及びB（等）及びC」等とする例（二2〔例2の1・例2の2〕参照）
- ② 「並びに」を用いて、「A及びB（等）並びにC」等とする例（二3〔例3の1〕例3の5〕参照）

3 過去の用例は数が少ないこともあり、何を基準として使い分けがなされているかは明確ではないものの、あえて言えば、概ね、定義がなされた固有名詞としての性格が強いもの場合には、その併合的接

続に際して「及び」を用い、法令文中で長い表現が繰り返し用いられるのを避けるために設けられた略称としての性格が強いものの場合には、その併合的接続に際して「並びに」を用いているようにも見受けられるが、これが全ての用例において基準とされていたのかは必ずしも判然としない。

4 一方で、「及び」を含む法令名について、単純な併合的接続に際しては「及び」が用いられているのは、法令名が固有名詞であるとともに、それが法令名であることは自明であるためと考えられることを踏まえれば、略称等についても、固有の意味を与えられた一つのまとまりのある字句である点においては法令名と変わるところはなく、また、略称規定又は定義規定により当該字句が略称等であることは明らかであることから、法令名の扱いと同様に、「及び」を含む略称等について単純な併合的接続をする際には、一律に「及び」を用いることとすることも考えられる。

5 他方で、法令名については「〇〇法」や「〇〇」を定める政令等の名称から、当該字句のみで、どこまでが法令名であるかが比較的容易に判別できるのに対し、「及び」を含む略称等については、当該規定だけを見た場合には、略称等の字句やその前後の字句によつては、「及び」が連続することにより当該規定における字句の並列関係が理解しにくくなるため、「並びに」を用いた方がよいと考えられる場合もある（二3「例3の2」参照）。逆に、「及び」で接続しても並列関係が理解しにくくない場合、例えば、略称等において二つの字句が「及び」で接続されているだけでなく、その前後に別の字句を伴っているような場合等もあるが、そのような場合に「並びに」を用いても当該規定の理解に特段の

支障が生じるとは考えられない（二三〔例3の4〕参照）。このため、「及び」を含む略称等について単純な併合的接続をする際には、一律に「並びに」で接続することとすることも考えられる。

6 以上を踏まえ、今後、「及び」を含む略称等について単純な併合的接続をする際には、3で述べた基準により「及び」と「並びに」を使い分けることとすることが適当か、それ以外の別の基準によるべきか。あるいは、そもそも一律に「及び」又は「並びに」を用いることとすべきか。

二 資料

1 「及び」を含む法令名に係る併合的接続に際して「及び」が用いられている例

〔例1〕

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平二一法四八）

（設置）

第六条（略）

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 消費者基本法、消費者安全法（第四十三条を除く。）、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律

家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 「及び」を含む略称等に係る併合的接続に際して「及び」が用いられている例。

〔例2の1〕

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平一六法一〇五）

（中期計画の記載事項）

第二十条 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

三 （略）

2 （略）

3 第一項第二号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

4 （略）

○厚生年金保険法（昭二九年法一一五）

(財政の現況及び見通しの作成)

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2・3 (略)

○国民年金法(昭三四法一四一)

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2・3 (略)

〔参考〕(他法令における略称等ではない字句を引用する例)

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平二〇年法四〇)

(歴史的風致維持向上計画の認定)

第五条 (略)

2・6 (略)

7 歴史的風致維持向上計画は、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発

及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

8511 (略)

○都市計画法(昭四三法一〇〇)

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一5三 (略)

3 (略)

[例2の2]

○漁業協同組合合併促進法(昭四二法七八)

(合併及び事業経営計画の樹立)

第二条 組合は、合併により、合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。)を適正な事業経営を行うことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画(以下「合併及び事業経営計画」という。)をたて、これを都

道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

(合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助)

第四条の三 都道府県は、組合に対し、合併及び事業経営計画の樹立及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 (略)

〔参考〕 (例2と類似の文構造において「並びに」が用いられている例)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

第四十七条の三 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

3 「及び」を含む略称等に係る併合的接続に際して「並びに」が用いられている例

〔例3の1〕

○租税特別措置法施行令 (昭三三政四三)

(保険会社等の異常危険準備金)

第三十九条の八十三 (略)

2 法第六十八條の五十五第一項に規定する政令で定める共済は、次の各号のいずれかに掲げる損害、損害及び耐存、損害並びに死亡及び後遺障害、損害及び耐存並びに死亡及び後遺障害若しくは損害並びに死亡、後遺障害及び生存又は損害及び耐存並びに死亡のみを共済事故とする共済並びにこれらの共済ごとにその共済金の支払事由の発生のみを共済事故とする共済とする。

一、十二 (略)

十三 立木の集団（当該立木の伐採に係る伐倒木を含む。次号において同じ。）について生じた火災並びに風水害、雪害、凍霜害、干害、潮害及び噴火（次号において「火災及び風水害等」という。）による損害

十四 立木の集団について生じた火災及び風水害等による損害、当該立木の集団の一定期間の耐存並びに当該立木の集団に係る被共済者（当該被共済者の親族及び使用人を含む。）の一定期間内に生じた当該火災及び風水害等による当該立木の集団の損害の防止等の業務に係る死亡

3、21 (略)

〔例3の2〕

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭三三法一一六）

第七条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一〇五 (略)

2・3 (略)

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一〇六 (略)

[例3の3]

○国民年金法(昭三四法一四一)

(用語の定義)

第五条 (略)

2・7 (略)

8 この法律において、「政府及び実施機関」とは、厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。

9 (略)

第九十四条の三 (略)

2 前項の場合において被保険者の総数並びに政府及び実施機関に係る被保険者の総数は、第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする。

3 (略)

[例3の4]

○危険物の規制に関する政令(昭三四政三〇六)

(完成検査前検査)

第八条の二 (略)

2 (略)

3 法第十一条の二第一項の政令で定める工事の工程は、次の各号に掲げる工事の工程とし、同項の製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものは、当該工事の工程ごとに、当該各号に定めるものとする。

一 屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンク(岩盤内の空間を利用する液体危険物タンク(以下「岩盤タンク」という。))を除く。)で、その容量が千キロリットル以上のものの基礎及び地盤に関する工事(底部が地盤面下にある、頂部が地盤面以上にある液体危険物タンクその他の特殊な構

造を有するものとして総務省令で定める液体危険物タンク（以下この条、第八条の四及び第十一条において「特殊液体危険物タンク」という。）にあつては、基礎及び地盤に関する工事に相当するものとして総務省令で定める工事）の工程 当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第十一条第一項第三号の二に定める基準（特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準）に適合すべきこととされる事項（以下「液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項」という。）

二 前号の液体危険物タンクに配管その他の附属設備を取り付ける前の当該タンクのタンク本体に関する工事の工程 当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第十一条第一項第四号に定める基準（水張試験（水以外の適当な液体を張つて行う試験を含む。以下同じ。）又は水圧試験に関する部分に限るものとし、特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。）に適合すべきこととされる事項（以下「液体危険物タンクの漏れ及び変形に関する事項」という。）並びに当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち同項第四号の二に定める基準（同号の試験のうち真空試験その他の総務省令で定める試験に関する部分を除くものとし、特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。）に適合すべきこととされる事項（以下「液体危険物タンクの溶接部に関する事項」という。）

4 (略)

5 液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項についての完成検査前検査を基礎・地盤検査と、

液体危険物タンクの漏れ及び変形に関する事項並びに第三項第四号に定める事項についての完成検査前検査のうち、第九条第一項第二十号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第五号、第十三条第一項第六号、第十四条第六号、第十五条第一項第二号、第十七条第一項第八号若しくは第二項第二号又は第十九条第一項の水張試験又は水圧試験（アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の液体危険物タンクにあつては、第十五条第一項第二号の水圧試験に相当するものとして総務省令で定める試験）に係るものをそれぞれ水張検査又は水圧検査と、液体危険物タンクの溶接部に関する事項についての完成検査前検査を溶接部検査と、岩盤タンクのタンク構造に関する事項についての完成検査前検査を岩盤タンク検査という。

6・7 (略)

(危険物保安技術協会への委託)

第八条の二の三 (略)

2 法第十一条の三第一号の屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものは、液体危険物タンクのタンク本体に関する事項並びに液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項とする。

3 (略)

4 法第十一条の三第二号の屋外タンク貯蔵所に係る特定事項のうち政令で定めるものは、液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項、液体危険物タンクの溶接部に関する事項並びに岩盤タンクのタンク構造に関する事項とする。

〔例3の5〕

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平一六政一五七）（※）

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令（平二八政二七五）による改正後（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 （略）

四 都道府県教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。以下同じ。）町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）及び義務教育学校を除く。以下「都道府県及び市町村の設置する小学校等」という。）の一般教職員（栄養教諭等（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員をいう。以下同じ。））、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号及び第十二号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の

月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五（略）

六 都道府県栄養教諭等基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）の一般教職員である栄養教諭等の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

4 定義規定と略称規定に関する参考文献抜粋

○「新訂ワークブック法制執務」（法制執務研究会編 ぎょうせい）九五ページ

略称規定は、用語の定義とは異なり、法令の冒頭部分にそのための規定が設けられることはなく、通常、当該法令文中でその表現が最初に用いられるところで、括弧書きにより書かれることになる。

定義規定は、用語の意義に社会通念上広狭の二義があつたり、あるいはいろいろと解釈される余地があるというような場合に、その法令において使用するその用語の意義、用法を確定するために設けられるものである。これに対して、略称規定は、法令文中で長い表現が繰り返し用いられるのを避けて、法令文を簡潔にするために設けられるものである。

〔平成二六年度法令整備会議第一回 議題第一号関係議事要旨〕

略称等に「及び」が含まれる場合における当該略称等に係る併合的接続について

(担当 神山参事官)

○ 議事要旨

1 「及び」を含む略称等と他の字句との単純な併合的接続には「及び」を用いることで統一してもよいのではないかとの意見が大勢を占めた。その理由として、改正規定において略称等を引用する場合には、当該略称等を一語として扱い、その一部だけの引用はしない取扱いとなつてゐること、「及び」が連続する違和感があることでむしろ略称等であることが判別しやすくなると考えられること、統一的な扱いとすれば法案作成作業の簡素化に資することなどが挙げられた。

2 資料の2で紹介された「及び」を含む略称等のように、当該略称等の字句が強く結びついて一語となつてゐると考えられるものについては、他の字句との併合的接続に「及び」を用いることが適当と考えられるが、長い表現を避けた略称のようなものについては、読みやすさ等の観点から「並びに」を用いることを許容してもよい場面も考えられるため、統一的な扱いとまではしなくてよいのではないかとの意見もあつた。

3 略称等には、できる限り「及び」を含まないようにすることが適当ではないかとの意見があつた。

表についてのいくつかの規定の方式の統一について

（担当 大村参事官）

一 議題

1 法令の表現の平易化が求められる中で、法律案及び政令案における規定の形式として、表が多数活用されてきている。

（参考）現行の法律における表の活用状況は、次のとおり。

○ 表を用いている法律

二百九十四件（表の数は、八百七十五）

・ 本則中に表を規定している法律の数

百六十七件（表の数は、四百八十七）

・ 別表を規定している法律の数

百六十六件（表の数は、三百八十八）

※ 法律の件数は、本則に係る表について、現行日本法規により確認（部分的に官報で確認して補正）。この資料における数値は、別段の記載がない限り同じ。

2 表における規定の方式について、その表において規定する内容に応じ、多様なものが見られる中で、規定する内容による差異がないにもかかわらず、異なった方式によることとなっている例も見受けられることから、次の諸点について、統一することとしてはどうか。

I 欄名の文字の配置について

欄名がある表に係る欄名の文字の配置については、中心に配置する例と上や右に寄せて配置する例とが見られるが、現在の傾向を踏まえ、欄の中心に配置することに統一してはどうか。

(参考) 法律の表における傾向は、次のとおり。

○ 上下位置について

・ 文字を欄の中央に配置している法律

百七十八件

・ 文字を欄の上に寄せて配置している法律

四件

○ 左右位置について

・ 文字を欄の中央に配置している法律

十一件

・ 文字を欄の右に寄せて配置している法律

零件

II 読替えを定めた表の欄名について

読替えを定めた表において、「読み替えられる字句」等の欄名を設けている例と欄名を設けていない例とが見られるが、欄名はなくとも紛れることはないため、設けないことに統一としてはどうか。

(補足) 政令では、柱書で、「技術的読替えは、次の表のとおりとする。」としているものがあり、

そのような表については、欄名を設けないと紛れが生ずることになるため、例外として欄名を設けることとする。

(参考) 法律の表における傾向は、次のとおり。

・ 欄名を設けている法律

十六件

・ 欄名を設けていない法律

八十七件

III 「第一欄」等の欄名について

三欄までの表において「上欄」等という欄名を設けている例はほとんどない一方で、四欄以上の表においては「第一欄」等という欄名を設けている例が見られるが、「第一欄」等の欄名については、なくとも紛れが生ずるおそれはないことから、設けないことに統一してはどうか。

(補足) 最上部の欄が項(号)番号だけである表については、当該欄の直下の欄を「上欄」、「第一欄」としている例と、「第二欄」としている例があるところ、前者に統一することとしてはどうか。

(参考) 「第一欄」等として表中の欄を示している法律(二十件)における傾向は、次のとおり。

・ 「第一欄」等という欄名を設けている表のある法律 十二件

・ 他の欄名を設けている表のある法律 五件

・ 欄名を設けていない表のない法律 四件

IV 金額等を定める欄の配置について

金額や人数など、下に単位を伴う数値のみを定めた欄における文字の配置については、下に寄せて配置している例と上に寄せて配置している例とが見られるが、読みやすさの観点から、欄の下に寄せ

て配置することに統一してはどうか。

(参考) 法律の表における傾向は、次のとおり。

- ・ 金額等を定める欄の文字を下に寄せている法律 四十五件
- ・ 金額等を定める欄の文字を上寄せている法律 十二件

V 表以外の部分を示した後、表を示す場合の規定の方式について

表がある条(項、号)の一部を引用して規定する場合には、「表以外の部分」として規定した後につけて表を示すときは、「表以外の部分」は表を示すものではないことから、「〇〇条(項、号)の表以外の部分中「××」を「××」に改め、同条(同項、同号)の表△△の項中…」等とすることに統一してはどうか。

(参考) 法律及び政令における改正規定での傾向は、次のとおり。

- ・ 「同条(同項、同号)の表」としてある法令 法律四十三件、政令四十五件
- ・ 「同表」としてある法令 法律 五件、政令 二十件

二 資料

I 欄名の文字の配置について

(文字を欄名の中心に配置している例)

別添一ページ

- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平一九法六六)別表

- 地震防災対策特別措置法（平七法一一一）別表第二

（文字を欄名の上又は右に寄せて配置している例）

別添二ページ

- 家事事件手続法（平二三法五二）別表第一
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平一八政一九三）第三条の表
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭三五法一四五）第十二条
第一項の表及び第二十三条の二第一項の表

II 読替えを定めた表の欄名について

（欄名を設けている例）

別添七ページ

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平二五法二七）第二十九
九条第一項の表

- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平
二三法一一七）第三十三条第一項の表

（欄名を設けていない例）

別添八ページ

- エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平二二法三八）第十七条
の表

- 構造改革特別区域法（平一四法八九）第十二条第十一項の表

（技術的読替えを定めた政令の例）

- 産業競争力強化法施行令（平二六政一三）第五条の表

別添九ページ

Ⅲ 「第一欄」等の欄名について

（欄名を設けていない例）

- 構造改革特別区域法（平一四法八九）第十二条第十一項の表
- 漁船損害等補償法（昭二七法二八）別表

別添十ページ

（他の欄名を設けている例）

- 国立大学法人法（平一五法一一二）別表第一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭二五法一二三）別表

別添十一ページ

（「第一欄」等の欄名を設けている例）

別添一二ページ

- 法人特別税法（平四法一五）第十八条第一項の表
- 国民年金法（昭三四法一四一）第三百三十八条の表
- 金融商品取引法（昭二三法二五）第八十五条の七第十四項の表

(二番目の欄を「上欄」、「第一欄」等として欄名を設けている例) 別添一五ページ

○ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平一二法一四六)第二条第二項の表

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平一九政三四七)第二十二條の表

○ 民事訴訟費用等に関する法律(昭四六法四〇)別表第一

○ 建築基準法(昭二五法二〇一)別表第一

(二番目の欄の示し方の例)

別添一八ページ

○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平一九法六六)別表

○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭五三法三〇)第十八条第二項の表

IV 金額等を定めた欄の配置について

(文字を下に寄せて配置している例)

別添一九ページ

○ 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平二二法四五)第四条の表

○ 株式会社日本政策金融公庫法(平一九法五四)別表第四

○ 船員保険法(昭一四法七三)第十六条第一項の表

(文字を上にかけて配置している例)

別添二一ページ

- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平一六法三六)別表第二
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律法(昭四五法二〇)別表

(金額等以外の文字が混在している例)

別添二二ページ

- 過疎地域自立促進特別措置法(平一二法一五)別表
- 海上衝突予防法(昭五二法六二)第二十二條の表

V 表以外の部分を示した後、表を示す場合の規定の方式について

(「同條の表」と規定している例)

- 保険業法等の一部を改正する法律(平二六法四五)

第二條 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第四條の二の表以外の部分中「第二百九十四條」を「第二百九十四條第三項」に改め、「第三百條」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加え、同條の表第二百九十四條第一号の項中「第二百九十四條第一号」を「第二百九十四條第三項第一号」に改め、同表第二百九十四條第三号の項中「第二百九十四條第三号」を「第二百九十四條第三項第三号」に改め、同表第三百條第一項の項

を次のように改める。

(以下略)

(「同表」と規定している例)

- 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令 (平二六政九四)
(略)

第七条の表以外の部分中「第十一条の八の三十一本文」の下に「、附則第六条の二の十の二各号」を加え、同表第十一条の八の三十一本文の項の次に次のように加える。

(以下略)

(読替規定で「同項の表」と規定している例)

- 地方税法 (昭二五法二二六)

(資本割の課税標準の算定の方法)

第七十二条の二十一

157 略

8 事業年度が一年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「千億円」とあるのは「千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」

と、同項の表千億円以下の金額の項中「千億円」とあるのは「千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同表千億円を超え五千億円以下の金額の項中「千億円」とあるのは「千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額を」と、「五千億円」とあるのは「五千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同表五千億円を超え一兆円以下の金額の項中「五千億円」とあるのは「五千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

(平成十九年五月三十日)
法律第六十六号

別表(第三条、第十一条関係)

一	一以下の場合	住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金の額の範囲 二千万円以下
二	一を超え十以下の場合	二千万円を超え三千八百万円以下
三	十を超え五十以下の場合	三千八百万円を超え七千万円以下
四	五十を超え百以下の場合	七千万円を超え一億円以下
五	百を超え五百以下の場合	一億円を超え一億四千万円以下
六	五百を超え千以下の場合	一億四千万円を超え一億八千万円以下
七	千を超え五千以下の場合	一億八千万円を超え三億四千万円以下

○地震防災対策特別措置法

(平成七年六月十六日)
法律第一百十一号

別表第二(第四条関係) (平九法七四・平一〇法一一〇・平一七法一一三・平二二法七一・平二四法五一・一部改正)

事業の区分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。)のうち、木造の施設の改築	六分の一

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係
政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十二号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基
づき、並びに関係法律を実施するため、この政令を制定する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第二十二号 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）の一部を次のように改
正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（審査請求に関する技術的統替え等）

第三条の二 法第六十一条の二の九第六項の規定による行政不服審査法（平成二十六年法律第六十
八号）の規定の適用についての技術的統替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政 不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七号第一項及 び第三十三号	第三十一号	入管法第六十一条の二の九第六項 の規定により読み替えて適用され る第三十一号及び第三十二号

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部改正）

第二十九号 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第九十二号）
の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（矯正管区の長に対する審査の申請の書面への押印又は指印）

第二条の二 法第五十七号第一項（法第二百八十八号及び第二百八十九号第一項において準用す
る場合を含む。以下この条において同じ。）の書面には、法第五十七号第一項の規定による審査
の申請を行う者（その者が法人その他の団体又は財団である場合にあつては、代表者又は管理人
が押印し、又は指印しなければならぬ。）

第三条中「行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年
法律第六十八号）」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替えられる行政不服 審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五号第一項	相統人その他の者 の目的である処分に係る権利を承 継した者	相統人
第十五号第三項	相統人その他の者	相統人
第十五号第四項及び 第五項	相統人その他の者	相統人 審査庁（審査の申請がされた行政 庁をいう。以下同じ。）
第十八号第三項	次条に規定する審査請求書	相統人
	前二項に規定する期間（以下「審 査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処 遇に関する法律（平成十七年法律 第五十号）第五十七号第一項（同 法第二百八十八号及び第二百八十 九号第一項において準用する場合 を含む。以下同じ。）の書面
		刑事収容施設及び被収容者等の処 遇に関する法律（平成十七年法律 第五十号）第五十七号第一項（同 法第二百八十八号及び第二百八十 九号第一項において準用する場合 を含む。）に規定する期間

○労働安全衛生法

(昭和四十七年六月八日)
法律第五十七号

別表第八 (第五十三条の三関係) (平一五法二〇二・追加)

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器及びファイバースコープ
別表第一第三号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第五号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、電気計測器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第六号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、回転速度計及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

○作業環境測定法

(昭和五十年五月一日)
法律第二十八号

別表第一 (第十五条の二関係) (平一五法二〇二・追加)

講習	講習科目
第一種作業環境測定士講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 労働衛生管理の実務 二 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務 三 指定作業場の作業環境について行う分析(解析を含む。以下同じ。)の実務
第二種作業環境測定士講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 労働衛生管理の実務 二 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百三十三号

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。
別表(第十九条の六の四関係)

科目	教授する者	第十八条第一項第四号に規定する研修の課程の時間数	第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び行政概論	この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者であること	八時間	三時間
精神障害者の医療に関する法令及び実務	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること		
精神障害者の人権に関する法令	法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること		
精神医学	学校教育法(昭和二十二年法律第百八号)に基づき大学において精神医学の教授若しくは助教の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること	四時間	
精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉	精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉に関し学識経験を有する者であること	二時間	一時間
精神障害者の医療に関する事例研究	次に掲げる者が共同して教授すること。 一 指定医として十年以上精神障害者の診断又は治療に従事した経験を有する者 二 法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者 三 この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者	四時間	三時間

備考 第一欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。

(労働安全衛生法の一部改正)

第四条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則の次に別表として次の二十二表を加える。

- 別表第一(第三十七条関係)
- 一 ホイラー
- 二 第一種圧力容器(圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)

別表第八(第五十三条の三関係)

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器及びファイバースコープ
別表第一第三号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第五号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、電気計測器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第六号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、電気計測器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

(作業環境測定法の一部改正)

第五条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一(第十五条の二関係)

講習	講習科目
第一種作業環境測定士講習	一 労働衛生管理の実務 二 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務 三 指定作業場の作業環境について行う分析(解析を含む。以下同じ)の実務

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(昭和二十五年八月十日)
法律第四百十五号

(製造販売業の許可)

第十二条 次の表の上欄に掲げる医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。)、医薬部外品又は化粧品の種類に
 応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売をしてはならない。

医薬品、 医薬部外品又は化粧品の種類	許可の種類
第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品	第一種医薬品製造販売業許可

(製造販売業の許可)

第二十三条の二 次の表の上欄に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売をしてはならない。

医療機器又は体外診断用医薬品の種類	許可の種類
高度管理医療機器	第一種医療機器製造販売業許可
管理医療機器	第二種医療機器製造販売業許可
一般医療機器	第三種医療機器製造販売業許可
体外診断用医薬品	体外診断用医薬品製造販売業許可

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十四年七月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第九十六号

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律

(薬事法の一部改正)

第一条 薬事法(昭和二十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

(製造販売業の許可)

第十二条 次の表の上欄に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売をしてはならない。

医薬品、 医薬部外品、 化粧品又は医療機器の種類	許可の種類
第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品	第一種医薬品製造販売業許可
前項に該当する医薬品以外の医薬品	第二種医薬品製造販売業許可

薬事法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十四号

薬事法等の一部を改正する法律

(薬事法の一部改正)

第一条 薬事法(昭和二十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二を第二十三条の二の二十三とし、第四章の二中間条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業

(製造販売業の許可)

第二十三条の二 次の表の上欄に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売をしてはならない。

医療機器又は体外診断用医薬品の種類	許可の種類
高度管理医療機器	第一種医療機器製造販売業許可
管理医療機器	第二種医療機器製造販売業許可
一般医療機器	第三種医療機器製造販売業許可
体外診断用医薬品	体外診断用医薬品製造販売業許可

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第八条第一項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項	自ら利用し、又	自ら利用する

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(平成二十三年十二月二日法律百十七号)

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法	第四十五条第一項第二号	所得税(の規定)	所得税及び復興特別所得税(これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律

(平成二十二年五月二十八日
法律第三十八号)

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第十七条 特定事業促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第四十一条	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。)第七十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条業務及び特定事業促進円滑化業務(製造事業促進
--------	-------	--

○構造改革特別区域法

(平成十四年十二月十八日
法律第八十九号)

(学校教育法の特例)

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)	第二条第三項	、当該指定都市等の長	当該指定都市等の長、学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
-------------------------	--------	------------	--

○産業競争力強化法施行令

(平成二十六年一月十七日)
政令 第 十 三 号

第五条 法第三十四条第一項の規定により会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十九条第二項	前項各号	前項各号(第三号を除く。)
第二百一条第三項	同条第一項第四号	同法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号
第二百八条第二項	第九十九条第一項第四号	産業競争力強化法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号

○構造改革特別区域法

(平成十四年十二月十八日
法律第百八十九号)

(学校教育法の特例)

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)	第一条第三項	、当該指定都市等の長(の長)	当該指定都市等の長、学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。)の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
-------------------------	--------	----------------	--

○漁船損害等補償法

(昭和二十七年三月三十一日
法律第百二十八号)

(保険料の負担)

第三百二十九条 国庫は、第十二条第一項の規定により保険に付した漁船(政令で定めるものを除く。)及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみな

3 国庫は、対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、当該純保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

別表(第三百二十九条関係) (昭五六法三一・追加、昭五八法二四・一部改正)

無動力漁船	百分の六十	百分の三十五	百分の二十
総トン数五トン未満の動力漁船	百分の五十五	百分の三十五	百分の二十
総トン数五トン以上二十トン未満の動力漁船	百分の五十	百分の三十	百分の二十
総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	百分の四十五	百分の二十	百分の十五
総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	百分の四十	百分の十五	百分の十

○国立大学法人法

(平成十五年七月十六日
法律第百二十一号)

(国立大学法人の名称等)

第四条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、

それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるとおりする。

2 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

別表第一 (第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係)

(一部改正)

(平一七法四九・平一九法八九・平一九法九六・平二二法一八・平二六法六七)

国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数
国立大学法人北海道大学	北海道大学	北海道	七
国立大学法人北海道教育大学	北海道教育大学	北海道	四
国立大学法人室蘭工業大学	室蘭工業大学	北海道	三
国立大学法人小樽商科大学	小樽商科大学	北海道	二
国立大学法人帯広畜産大学	帯広畜産大学	北海道	二
国立大学法人旭川医科大学	旭川医科大学	北海道	四
国立大学法人北見工業大学	北見工業大学	北海道	二
国立大学法人弘前大学	弘前大学	青森県	五
国立大学法人岩手大学	岩手大学	岩手県	四

○精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律

(昭和二十五年五月一日
法律第百二十三号)

(登録基準)

第十九条の六の四 厚生労働大臣は、第十九条の六の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表の第一欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の第三欄又は第四欄に掲げる時間数以上であること。

二 別表の第二欄で定める条件に適合する学識経験を有する者が前号に規定する科目を教授するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

(平一五法一〇二・追加)

別表(第十九条の六の四関係) (平一五法一〇二・追加、平一七法八三・平一七法二二三・平二四法五一・一部改正)

科目	教授する者	第十八条 第一項第 四号に規 定する研 修の課程 の時間数	第十九条 第一項に 規定する 研修の課 程の時間 数
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活並びに社会生活を総合的に支援	この法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者であること。	八時間	三時間

○法人特別税法

(平成四年三月三十一日)
法律第十五号

(法人特別税に係る法人税法の適用の特例等)

第十八条 法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第二条第十八号	除く。として	除く。及び法人特別税(附帯税を除く。)として
第六十七 条第二項	金額	法人税の額	法人税の額及び法人特別税の額
	準用する場合	準用する場合及びこれらの規定を法人特別税法(平成四年法律第十五号)第十二条第三項(法人特別税の申告書の提出期限の延長)において準用する場合	準用する場合及びこれらの規定を法人特別税法(平成四年法律第十五号)第十二条第三項(税額の計算)の規定により計算した法人特別税の額

○国民年金法

(昭和三十四年四月十六日)
法律第四百一十一号

(準用規定)

第三百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一百一条	加入員及び会員の資格に関する処	前条第一項	この条において準用する第一百一条第一項
第一項から第三項まで及び第五項並びに第一百一条の二	一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第三百三十三条及び第三百三十七条の二十一において準用する第二十三條並びに第三十七條の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者		

○金融商品取引法

(昭和二十三年四月十二日)
法律第二十五号

(課徴金の納付命令の決定等)

第八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、

14 内閣総理大臣は、第一項(第七十八条第一項第二号に掲げる

事実のうち第七十二条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当する事実、第

百七十八条第一項第四号に掲げる事実のうち第七十二条の四第

一項若しくは第二項に該当する事実、第七十八条第一項第七号

に掲げる事実、同項第十号に掲げる事実のうち第七十二条の十

第一項に該当する事実、第七十八条第一項第十一号に掲げる事

実、同項第十一号の二に掲げる事実又は同項第十六号に掲げる事

実のうち第七十五条第一項(同条第九項において準用する場合

を含む。)に該当する事実があると認められる場合に限る。以下この

項において同じ。)、第六項、第七項、第十項又は第十一项の決定

をしなければならない場合(同号に掲げる事実のうち同条第一項

(同条第九項において準用する場合を含む。)に該当する事実が

あると認める場合にあつては、当該事実に係る第六十六条第一

項に規定する売買等が、第七十五条第九項に規定する上場会社

等による会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六

六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式

の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定め

る場合に限る。)において、次の表の第一欄に掲げる者が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七十二条の二第一項に規定する発行者	第七十二条の二第一項	第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十七条第一項各号に掲げる処分のいずれか	第七十二条の二第一項の規定による額(二以上の発行開示書類(同条第三項に規定する発行開示書類をい
第七十二条の四	第七十二条の四	第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)	第七十二条の四第一項若しくは第

○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律

(平成十二年十二月六日
法律第四百十六号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 胚 一の細胞（生殖細胞を除く。）又は細胞群であつて、そのまま又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。

2 次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる胚又は細胞は、当該規定中の同表の下欄に掲げる胚又は細胞に含まれるものとする。

	上欄	中欄	下欄
一	前項第八号	ヒト胚分割胚	ヒト受精胚
二	前項第九号	ヒト胚核移植胚	ヒト受精胚

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令

(平成十九年十一月三十日
政令第三百四十七号)

(法第十一条第一項に規定する政令で定める規定等)

第二十二條 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第十一条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項の合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間（同表の二の項の第二欄に掲げる私立学校教職員共済法による加入者期間及び同表の六の項の第二欄に掲げる期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間及び同表の一の項から六の項までの第二欄に掲げる合算対象期間又は厚生年金保険の被保険者期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 国民年金法附則第九條第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第十	合算対象期間	昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定

○民事訴訟費用等に関する法律

(昭和四十六年四月六日)
法律第四十号

(申立ての手数料)

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならぬ。

別表第一 (第三条、第四条関係) (昭五〇法九四・昭五〇法九五・昭五四法五・昭五五法五一・昭五五法六一・平元法九一・平三法九〇・平四法七二・平八法九五・平八法一〇八・平八法一〇九・平一〇法一〇七・平一〇法一二八・平一一法一五八・平一一法二二五・平一二法二二九・平一三法三一・平一四法一五五・平一五法二〇八・平一五法二〇九・平一五法二二八・平一五法二三四・平一五法二三八・平一六法三七・平一六法四五・平一六法七六・平一六法八四・平一六法一一〇・平一六法一二四・平一六法一四〇・平一六法一五二・平一七法七五・平一七法八七・平一九法一一三・平二三法五三・平二五法四八・平二五法六一・平二五法七二・一部改正)

項	上欄	下欄
一	訴え(反訴を除く。)の提起	<p>訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 千円</p> <p>(二) 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 千円</p> <p>(三) 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分 その価額五十万円までごとに 二千円</p> <p>(四) 訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 三千円</p> <p>(五) 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに 一万円</p> <p>(六) 訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 一万円</p>
二	控訴の提起(四の項に掲げるものを除く。)	一の項により算出して得た額の一・五倍の額

○建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日)
法律 第一二〇号

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物(第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条―第三十五条の三、第九十条の三関係) (昭三四法一五六・追加、昭三六法一一五・昭四五法一〇九・昭五一法八三・昭六二法六六・平四法八二・平二六法五四・一部改正)

	(イ)		(イ)	(イ)
	用途	(イ)欄の用途に供する階	(イ)欄の用途に供する部分 (一)項の場合にあつては客席、(二)項及び(四)項の場合にあつては二階、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(イ)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル(屋外観覧席にあつては、千平方メートル)以上	

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

(平成十九年五月三十日
法律第六十六号)

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等)

第三条 建設業者は、各基準日（毎年三月三十一日及び九月三十日

2 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅（当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下この章及び次章において単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。）と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した場合における当該住宅建設瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅を除く。以下この条において「建設新築住宅」という。）の合計戸数の別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で、建設新築住宅の合計戸数を基礎として、新築住宅に住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵があった場合に生ずる損害の状況を勘案して政令で定めるところにより算定する額（以下この章において「基準額」という。）以上の額とする。

別表（第三条、第十一条関係）

区分	住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金の範囲
一 一以下の場合	二千万円以下
二 一を超え十以下の場合	二千万円を超え三千八百万円以下
三 十を超え五十以下の場合	三千八百万円を超え七千万円以下

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

(昭和五十三年四月二十六日
法律第三十号)

(手数料)

第十八条 第九条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手料を納付しなければならない。

2 次の表の第二欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手料を納付しなければならない。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者	二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者
一件につき 十一万円	一件につき 一万三千元
条約第三条(4)(v)の手料のうち、国際事務局（条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。）に係るものの金額として政令で定める金額	条約第三条(4)(iv)の手料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額

○戦後強制抑留者に係る問題に 関する特別措置法

(平成二十二年六月十六日
法律第四十五号)

(特別給付金の額等)

第四条 特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給する。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和二十三年十二月三十一日まで	二五〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	三五〇、〇〇〇円

○株式会社日本政策金融公庫法

(平成十九年五月二十五日
法律第五十七号)

別表第四 (第十二条関係)

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一 別表第一第八号に掲げる資金			
1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	二十五年	十年
2 果樹の植栽に必要な資金	年八分	二十五年	十年
3 農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年五分	二十年	三年
4 造林に必要な資金	年七分	三十五年	二十年
5 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年五分	三十年	三十年
6 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年八分	二十年	三年
7 林業経営の維持に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年五分五厘	二十年	二十年
8 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年七分	二十年	三年

○船員保険法

(昭和十四年四月六日)
法律第七十三号

(標準報酬月額)

第十六条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分によって定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額	
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

(平成十六年四月十四日法律第三十一号)

別表第二(第二十条関係)

学	歴	年数
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院若しくは大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学(以下「大学等」という。)において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者		一年
大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者		二年
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者		四年

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(昭和四十五年四月十四日法律第二十四号)

別表(第七条の四関係)(平一五法一〇二・追加)

建築物衛生行政概論	十時間
建築物の構造概論	八時間
建築物の環境衛生	十二時間
空気環境の調整	二十六時間
給水及び排水の管理	二十時間
清掃	十六時間
ねずみ、昆虫等の防除	八時間

○過疎地域自立促進特別措置法

(平成十二年三月三十一日)
法律第十五号

別表(第十条関係) (平・七法二二三・平一八法一八・平二四法六七・部改
正)

事業の区分	教育施設	児童福祉施設	消防施設
国の負担割合	十分の五・五	十分の一から十分の五・五(国又は地方公共団体が設置する保育所又は幼稚園に定めるものにあつては、三分の二)まで	十分の五・五
	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となる校舎又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼稚園の設置、改定、改修、改造、拡張又は整備の新設、修理、改造、拡張又は整備	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置

過疎地域自立促進特別措置法をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第十五号

過疎地域自立促進特別措置法

事業の区分	教育施設	児童福祉施設	消防施設
国の負担割合	十分の五・五	十分の一から十分の五・五(国又は地方公共団体が設置する保育所又は幼稚園に定めるものにあつては、三分の二)まで	十分の五・五
	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となる校舎又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設置の新設、修理、改造、拡張又は整備	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置

○海上衝突予防法

(昭和五十二年六月一日)
法律第六十二号

(灯火の視認距離)

第二十二条 次の表の上欄に掲げる船舶その他の物件が表示する灯火は、同表中欄に掲げる灯火の種類ごとに、同表下欄に掲げる距離以上の視認距離を得るのに必要な国土交通省令で定める光度を有するものでなければならない。

長さ十二メートル以上の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	長さ十二メートル以上の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	全周灯	引き船灯	船尾灯	げん灯	マスト灯	げん灯	マスト灯	船尾灯
		二海里	二海里	二海里	二海里	二海里	二海里	二海里	二海里
長さ五十メートル以上の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	長さ五十メートル以上の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	全周灯	引き船灯	船尾灯	げん灯	マスト灯	げん灯	マスト灯	船尾灯
		三海里	三海里	三海里	三海里	三海里	三海里	三海里	三海里
長さ十二メートル未満の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	長さ十二メートル未満の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	全周灯	引き船灯	船尾灯	げん灯	マスト灯	げん灯	マスト灯	船尾灯
		二海里	二海里	二海里	二海里	二海里	二海里	二海里	二海里
長さ五十メートル未満の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	長さ五十メートル未満の船舶(他の動力船に引かれて航行中の船舶であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。)	全周灯	引き船灯	船尾灯	げん灯	マスト灯	げん灯	マスト灯	船尾灯
		三海里	三海里	三海里	三海里	三海里	三海里	三海里	三海里

他の動力船に引かれて航行中の船舶その他の物件であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるもの	引き船灯	二海里
	全周灯	二海里
他の動力船に引かれて航行中の船舶その他の物件であつて、その相部分が水没しているため視認が困難であるもの	引き船灯	二海里
	全周灯	三海里

〔平成二八年度法令整備会議第一回 議題第二号関係議事要旨〕

表についてのいくつかの規定の方式の統一について

(担当 大村参事官)

○ 議事要旨

1 議題Ⅰについては、総務省で整備中のシステム(e-LAWS)での対応(参考1)などを考えると右上に配置する方が良い可能性もあるのではないかと意見があったほか、中心に配置した場合に文字の均等割付をするか否か、均等割付をする場合の文字の開始位置及び終了位置をどうするか(注)、文字が複数行に渡る場合の各行の文字数の配分及び二行目以降の均等割付をどうするか等の関連する論点について意見が出され、それらの関連する各論点についても同時に整理されなければ本論点について結論を出すことはできず、また、現行日本法規の表の欄名の配字に官報における配字(参考2)と異なるものが散見される状況(参考3)の中では全ての前例について官報にあたり精査しないと結論を出すことはできないとして、統一することはしない(上下位置は中央に配置しても上に寄せて配置しても良く、左右位置は中央に配置しても右に寄せて配置しても良い)ことと総括された。

(注) 均等割付をする場合の文字の開始位置及び終了位置については、読合せ時に確認している者はいなかったこと及び後述の官報での取扱い(参考2のi②)に鑑みると、現在、厳密には意識されていないものと思われる。

2 議題Ⅱ及び議題Ⅲについては、一括して議論された。「第一欄」等の位置を示すだけの欄名については、それらの欄名は原則として不要であるとの意見が多数を占めたが、例外的に本文との関係で設けた方がわかりやすい場合も考えられるとして、統一することはしない（位置を示すだけの欄名は、設けても設けなくても良い）ことと総括された。また、読替えを定めた表の欄名については、「読み替えられる字句」等は実質的な内容がある欄名であり、必要であるとの意見がある一方で、それらの欄名は不要であるとの意見は無かったが、統一することはしない（読替表の欄名は、設けても設けなくても良い）ことと総括された。

3 議題Ⅳについては、十、百等の位取りをしない金額（〇〇円）は下に寄せるのが良いとの意見、単位が共通ならば下に寄せる方がわかりやすいとの意見、将来的にも明らかに数値だけなのであれば下に寄せて良いが、そうでないのであれば上に寄せておくべきとの意見、同一の法律の中で複数の表がある場合には、法律の中で揃っていた方がわかりやすいときもあるとの意見等が出され、統一することはしない（上に寄せても下に寄せても良い）ことと総括された。

4 議題Ⅴについては、「〇条の表」を一塊と捉えたと「『〇条の表』以外の部分」となって他の条を含めた「〇条の表」以外の全体を指すこととなってしまうため不相当であり、「〇条の『表以外の部分』」として「表以外の部分」を一塊と捉え、「同条の表」とすべきとの意見、「〇条（×号を除く。）」の後でも「同号」と用いており、簡潔に「同表」で受けて良いのではないかとの意見等が出され、どちらの規定の方式も誤りではないとして、統一することはしない（どちらの規定の方式を用いても良い）ことと総括された。

参考1 法令整備会議後、総務省行政管理局に確認したところ、各府省等が登録するe-LAWSの法令データベースにおける表の欄内の文字の配置については、次のとおりとのことであった。

i 表の欄内の文字の配置は、個別に設定が可能である（上寄せ、上下中央、下寄せ、右寄せ、左右中央、左寄せ）。なお、ブラウザによる閲覧も想定し、一行の文字数は、閲覧者側の設定等に依存することとしている（表示される環境に対応して、伸縮する）ため、表の欄内の文字の配置の設定は、全ての欄について必須としている（e-LAWSの法令データベースでは、システム上、表の欄について、欄名と欄名以外の欄とを区別して認識しておらず、表の欄内の文字の配置の初期値は、欄名か欄名以外の欄にかかわらず、上寄せ及び右寄せとしている）。

ii 均等割付の機能は、ない。なお、空白文字を入れることによる均等割付類似の割付は、検索機能の利用に支障を生ずることから、運用上、行わないこととしている。

平成二十八年十月三日のe-LAWSの正式運用の開始を受け、法令データベースに登録された法令の表を確認したところ、欄名の文字の配置（上下位置及び左右位置）について官報と異なる表が散見されたため、法令データベースへの法令の登録の際には、表の欄内の文字の配置（上下位置及び左右位置）について、原議と相違することのないように、各府省等に対して注意喚起していただくよう、同局に対し依頼した。それを受けて、同局では、平成二十九年一月十七日に、各府省等に対し、法令データベースに登録する法令の表の配字等について、原議のとおりとする（既に登録済の法令についても原議と相違していないか確認した上で、必要に応じ速やかに修正する）よう依頼するとともに、法令データベースのシステム上の制約により、登録された法令の表の配字等は原議と異なっている場合

があるため、改める文を作成する際には、原議に沿った配字等になっているのかを確認するよう注意喚起を行った。

参考2 官報の一行の文字数は、四十五文字（二段組の場合。四段組の場合には、二十二文字。）となっており、原議の一行の文字数よりも少ないことから、表については、原議から組替えが行われることとなる。法令整備会議後、独立行政法人国立印刷局に確認したところ、その際の取扱いは、概ね次のとおりとのことであった。

i 欄名の文字の配置及び均等割付については、次のとおり、できる限り原稿に近い見栄えになるようにしており、必要に応じて、原府省等に確認している。

① 欄名の文字の配置（左右位置及び上下位置）及び上下位置が中央である場合の均等割付の有無は、ii①の場合を除き、原稿どおりとしている。

② 均等割付の文字の開始位置及び終了位置の取扱いは、欄の高さが変わる場合でも、できる限り原稿に近い見栄えとなるように、適宜調整している。

ii 原稿では一行である欄名を二行以上としなければならない場合の文字の配置は、その表のある法令の他の表で類似のものがある場合には、その表に倣い、そのような表がない場合には、概ね次のような取扱いとしており、必要に応じて、原府省等に確認している。

① 二行以上とする欄名の文字については、最後の行以外の行は欄の上端から下端まで全体に通常の文字間隔で配置し、最後の行は上寄せで配置する（均等割付は、しない。）。

② 二行以上とする欄名以外の欄名（一行に収まる欄名）の文字の左右位置については、中央とす

る。

参考3 法令整備会議後、株式会社ぎょうせいに對し、今回の議題準備にあたり気がついた現行日本法規の表の欄名の文字の配置についての官報との相違点（合計十八件）を伝え、修正を依頼するとともに、今後の編集にあたっては、表の欄名の文字の配置（左右位置及び上下位置）及び上下位置が中央である場合の均等割付の有無について官報との相違がないように配意いただくよう依頼した。同社では、法務省（編者）とも相談し、現行日本法規に収録する表の欄名の文字の配置について、今後、官報との相違が生ずることがないように編集上改めて注意するとともに、既に収録されている表のある法律（四百五十九件）及び政令（一千百七十七件）の六千七百九十八の表（本文中の表五千百九十二、別表一千六百六）の全てについて官報と照合し、修正が必要な表について順次修正していくとのことであつた。

なお、現行日本法規の一行の文字数は、三十文字（二段組の場合）であり、原議及び官報の一行の文字数よりも少ないことから、表については、原議及び官報から組替えが行われることとなるため、組替えに当たりどのように扱えば良いのか質問を受け、参考までに官報における取扱い（参考2参照）を情報提供した。

本則において二つ以上の法律の改正を行う法案であつて、改正を行う事項ごとにその施行期日が異なるものの条文構成について

（担当 末岡参事官）

一 議題

1 本則において二つ以上の法律の改正を行う法案であつて、改正を行う事項ごとにその施行期日が異なるもの（以下「多段階施行の束ね法案」という。）は、複数の被改正法律の改正事項が内容的に相互に関連して一つの体系を形作っていること等により、各被改正法律の改正規定の施行期日の一以上が同一の日である場合が通例である。

2 同一の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合において、その事項ごとに改正法律の施行期日が異なるときは、同一の法律の同一の条項を施行期日を異にして数回にわたつて改正する場合等、附則の規定によつて処理することが著しく困難であるか、又は附則の規定が難解となる場合には、本則中に条を起こして、同一の法律を対象とする改正文言を含む規定を数回設けることとして差し支えないとされているところ（法令審査事務提要（改定）五ページ）、具体的にどのような場合が附則の規定が難解となる場合に当たるかは判断の差が生じ得るところである。

3 この点に関し、本則において一つの法律の改正を行う法案の条文構成については、本則中の単一の改

正規定に全ての改正事項を織り込むことにより、当該法案に盛り込まれた統一的な政策の全体像、あるいは当該法案の趣旨・目的に基づく改正後の法律の最終形を示すことができ、改正規定の分割による冗長感も避けられるという利点があると考えられる。一方、多段階施行の束ね法案の条文構成については、各被改正法律についてその改正文言を含む規定を数回設け、各被改正法律の被改正事項の改正の施行期日ごとに条を起すことに、次のような利点があると考えられる。

① ある時点において複数の法律によって形作られている規範の体系を理解するには、当該複数の法律の被改正事項の施行期日ごとに改正規定を設ける方が容易であること。

② 被改正法律の被改正条項を引用する条項や被改正法律の被改正条項の規定を読み替える条項の改正等の複数の法律の条項によって形作られている規範の体系の整合性の確保に関する誤りの発生の防止に資すること。

③ 多段階施行の束ね法案の経過措置を規定する際における当該多段階施行の束ね法案による改正前後の被改正法律の特定等が簡潔に行えること。

4 そこで、多段階施行の束ね法案の条文構成については、附則の規定が難解となる場合に当たるものとして、各被改正法律の被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起すこととはどうか。

二 資料

(多段階施行の束ね法について、各被改正法律の被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起さない起案の例)

※傍線の改正規定は、被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起こさない改正規定

※破線の記述は、同一法律の同一条項を複数回改正する場合に当該条項の被改正事項ごとに改正箇所を識別する記述

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平二六法七一）

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

（消費者安全法の一部改正）

第二条 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第五条の規定 公布の日

二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、

第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規

定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中消費者安全法第十条の次に三条を加える改正規定（第十条の四に係る部分に限る。） 公

布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日
(以下略)

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平二七法五六)

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

二 第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定 公布の日から起算して一月を

超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（以下略）

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平二七法六六）

（国家行政組織法の一部改正）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二条の規定（内閣府設置法第四条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十条第一項中「子ども・子育て本部」の下に「総合海洋政策推進事務局」を加える改正規定及び同法第四十一条の二の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十九条の規定 平成三十年四月一日
（以下略）

（多段階施行の束ね法について、各被改正法律の被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起す起案の例）

※二重線の改正規定は、同一法律の同一条項を複数回改正する場合に被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起す改正規定

○社会福祉法等の一部を改正する法律（平二八法二一）

（社会福祉法の一部改正）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

（中略）

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第四条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）の一部を

次のように改正する。

(中略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六條から第三十條まで、第三十三條、第三十六條及び第三十八條の規定 平成二十八年四月一日

(地方自治法の一部改正)

第三十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七條 地方自治法の一部を次のように改正する。

(以下略)

※社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正の施行期日は、第四条の規定の施行期日である平成二八年四月一日のほか、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律による一部改正の施行期日である平成二八年四月一日、平成二九年四月一日及び平成三四年四月一日がある。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平二八法五九）

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正）

第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

（中略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十二条から第十九条までの規定 公布の日
- 二 第一条の規定及び次条の規定 平成二十八年十月一日
- 三 第三条の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(以下略)

(多段階施行の束ね法であつて、一部の被改正法律については被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起すすが、他の被改正法律については被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起ささない起案の例)

※波線の改正規定は、被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起す改正規定であり、かつ、被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起ささない改正規定でもあるもの

※傍線の改正規定は、被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起ささない改正規定(被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起す改正規定でもあるものを除く。)

※二重線の改正規定は、同一法律の同一条項を複数回改正する場合に被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起す改正規定(被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起ささない改正規定でもあるものを除く。)

※破線の記述は、同一法律の同一条項を複数回改正する場合に当該条項の被改正事項ごとに改正箇所を識別する記述

○金融商品取引法等の一部を改正する法律(平二五法四五)

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

(中略)

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第八条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

(中略)

(銀行法の一部改正)

第十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

(保険業法の一部改正)

第十五条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条 保険業法の一部を次のように改正する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第十八条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第二十条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

(信託業法の一部改正)

第二十一条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八条の三、第九十八条の六第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第五項、第七

十九条の五十五第二項並びに第八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定、第十六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第五項、第二百四十九条の三並びに第二百六十五条の二十八第一項の改正規定、第十七条の規定（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。）、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十九條（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）第三十一条の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十七条第二項の改正規定を除く。）、第三十三条及び第三十四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条の十一第一項及び第三項並びに第二百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十二第一項及び第二項並びに第五十二条の三十一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第二百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百七十一条の二十七第一項、第二百七十二條の二十二第二項及び第二百七十二條の四十第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十一条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から

第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(中略)

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第二十九条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部を次のように改正する。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十条 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第三十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

(以下略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律(平二七法四七)

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条 電気事業法の一部を次のように改正する。

第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。

(ガス事業法の一部改正)

第四条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条 ガス事業法の一部を次のように改正する。

第六条 ガス事業法の一部を次のように改正する。

（中略）

（電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条 電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十二条 電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

（経済産業省設置法の一部改正）

第十三条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の規定並びに附則第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条（附則第二十六条第一項に係る部分に限る。）、第三十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条（第一号から第三号

までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十四条及び第四十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第五十条第五項、第五十四条、第六十三条第四項、第七十三条、第七十四条及び第九十八条の規定 公布の日

二 第一条及び第十三条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二條第六項、第二十八條第五項、第三十五条、第三十六条（附則第十八條第一項及び第四項、第十九條第二項及び第四項、第二十六條第一項及び第四項並びに第三十二條第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第三十九條、第四十條、第四十九條、第五十條（第五項を除く。）、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條から第六十二條まで、第六十三條（第四項を除く。）、第六十四條から第六十八條まで及び第七十六條の規定、附則第七十七條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第七十八條第七項から第十項までの規定、附則第八十三條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四條の規定並びに附則第八十五條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百三号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十六條及び第八十六條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項、第三十條第一項及び第三十一條に係る部分に限る。）、第三十七條、第三十八條、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二條、第四十三條、第四十五條（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六條（附則第四十三條及び第四十五條（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七條、第四十八條及び第七十五條の規定、附則第七十七條中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九條の三第三項及び第七百一條の三四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八條第一項から第六項まで及び第七十九條から第八十二條までの規定、附則第八十三條中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五條第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五條中登録免許税法別表第一第一百号の改正規定及び同表第四百号（ハ）の改正規定、附則第八十七條の規定、附則第八十八條中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十條から第九十五條まで及び第九十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

六 第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十

六条に二項を加える改正規定（第六項に係る部分に限る。）並びに附則第七条及び第八条の規定 平成三十一年四月一日

七 第六条の規定 平成三十四年四月一日

八 附則第三条から第五条まで及び第九条から第十一条までの規定、附則第八十八条中電源開発促進税法第二条第二号の改正規定、同法第九条第二項の改正規定（「第十一条に」を「第十一条第一項に」に改める部分に限る。）、同法第十一条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定 平成二十六年改正法の施行の日

（中略）

（地方税法の一部改正）

第七十七条 地方税法の一部を次のように改正する。

（中略）

（法人税法の一部改正）

第八十三条 法人税法の一部を次のように改正する。

（中略）

（登録免許税法の一部改正）

第八十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

（中略）

（電源開発促進税法の一部改正）

第八十八条 電源開発促進税法の一部を次のように改正する。

(以下略)

○海上交通安全法等の一部を改正する法律(平二八法四二)

(海上交通安全法の一部改正)

第一条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

(港則法の一部改正)

第二条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

(航路標識法の一部改正)

第三条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条 航路標識法の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第二条中港則法第三条第一項及び第二項並びに第七条から第九条までの改正規定、同法第十二条の改正規定(「雑種船」を「汽艇等」に改める部分に限る。)並びに同法第十八条及び第三十七条の三

第一項の改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条及び次条の規定 平成二十九年四月一日
(以下略)

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二八法五四)

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

(中略)

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第六条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部を次のように改正する。

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正)

第八条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条第三項の規定 公布の日

二 第一条（刑事訴訟法第九十条、第五百十一条及び第六十一条の改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第八条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに次条並びに附則第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第二項、第八十五条、第八十八条第三項、第二百二十五条第一項、第六百六十三条第一項、第六百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項及び第六十五条第四項の改正規定に限る。）及び第十二条から第十五条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条（刑事訴訟法第三百一条の次に一条を加える改正規定を除く。）及び第四条の規定並びに附則第七条及び第十一条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(中略)

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第十一条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

(以下略)

○児童福祉法等の一部を改正する法律(平二八法六三)

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

(売春防止法の一部改正)

第三条 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

(母子保健法の一部改正)

第五条 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第六条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第二項及び第二項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則第二十一条中国戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項及び第八項の改正規定（同条第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。）公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定（売春防止法第三十五条第四項を

削る改正規定を除く。)及び第六條の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第九條の規定、附則第十八條中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六條第二項の改正規定及び附則第二十一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)平成二十八年十月一日

(中略)

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第十八條 子ども・子育て支援法の一部を次のように改正する。

(中略)

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十一條 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

(法令審査事務提要(改定) 五〇七ページ抜粋)

9 改正法律の起案方式

(一) 同一の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合において、その事項ごとに改正法律の施行期日が異なるときは、従来は、改正法律の本則中の単一の改正文言の下にすべての事項についての改正規定を織り込み、附則において、改正法律を分割施行し、又は一応一括して施行することとし別に必要な経過措置を設けることによつて分割施行と同一の内容を定めることとする等の方式がとられるのが一般の例であつたが、同一の法律の同一の条項を施行期日を異にして数回にわたつて改正する場合等、従前の方式による附則の規定によつて処理することが著しく困難であるか、又は附則の規定が難解となる場合には、本則中に条を起して、同一の法律を対象とする改正文言を含む規定を数回設けることとして差しつかえない(注一)。

(注一) 右の方式による改正法律の起案例

厚生省設置法の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中……………改める。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中……………改める。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中……………加える。

附 則

この法律中第一条の規定は○年○月○日から、第二条の規定は○年○月○日から、第三条の規定は○年○月○日から施行する。

(二) 右の(一)は、法律の附則において同一の他の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合に準用すると(注二)。

(注二) これに関する前例

輸出検査法(昭和三十二年法律第九七号)附則第一〇条及び第一一条

(昭三三・二・五、昭五〇・九・三〇)

〔備考〕

○輸出検査法（昭三二法九七）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
ただし、……附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 輸出検査の基準を定め、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第十一条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

輸出品の等級、標準及び包装
その他輸出検査に伴う重要事
項を調査審議すること。

を

輸出検査に関する重要事項
調査審議すること。

を

に改める。

(新訂ワークブック法制執務再版法制執務研究会編(平二〇株式会社ぎょうせい)三五五〜三六一ページ抜粋)

〔同じ法律の改正を複数条に分けて行う場合〕

問 149 一つの一部改正法の中で同じ法律の一部改正を二条以上に分けて行うことがあるのは、どうしてか。

答 例えば、児童福祉法の一部を改正する法律(平成一六年法律第一五三号)は(中略)、例一で見られるように、平成一七年一月一日施行の改正により定められた条項を平成一七年四月一日に更に改正することとなる部分もあって、すべての改正を同時に規定することができない。このような場合には、一の法令を二度以上に分けて改正する形式がとられ、俗に「二段ロケット方式」などと呼ばれている。例二も同様であるが、施行期日の書き分けをすれば必ずしも二つ以上の条に分けて規定しなければならないわけではないものも含め、分かりやすく、施行期日ごとに条に分けて規定している。

(中略)

例一

○児童福祉法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百五十三号)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

第五十六条第二項中……、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の

規定による費用の徴収又は第四項若しくは第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(以下略)

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

(略)

第五十六条第四項中：…同条第八項中「第四項若しくは第五項」を「第五項若しくは第六項」に改め、同条第九項：…中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

(以下略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成十七年四月一日

四 (略)

例二

○介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)

(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第四十一条第一項及び第四項第二号、第四十二条第二項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項第二号中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

(以下略)

第二条 介護保険法の一部を次のように改正する。

(略)

第七条第十一項中「及び食事の提供(これらに伴う介護を含む。)」を「、排せつ、食事等の介護」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十二條第三項中「又は第四十八條第五項」を「、第四十八條第四項又は第五十一條の二第四項(第六十一條の二第四項(第六十一條の二第四項において準用する場合を含む。))」に改める。

(略)

第四十一条第一項中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第四項第一号中：：同項第二号中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、

滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

第四十二条第二項中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

(略)

第五十三条第一項中「日常生活に」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に」に改め、同条第二項第一号中……同項第二号中……改める。

(以下略)

第三条 介護保険法の一部を次のように改正する。

(略)

第七条中第六項から第二十三項までを削り、第二十四項を第六項とし、第二十五項を第七項とし、第二十六項を第八項とする。

(略)

第二十二条第二項中……同条第三項中「……」の下に「……」を加え、「……」を「……」に、「……」を「……」に改め、「……」を削り、「又は第五十一条の二第四項(第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)」を「第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の二第四項」に改める。

(略)

第三百三十五条第三項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改め、「これらの特別徴収

対象年金給付に老齡基礎年金が含まれるときは当該老齡基礎年金について、老齡基礎年金が含まれないときは」を削る。

(以下略)

第四条 介護保険法の一部を次のように改正する。

(略)

第三百三十五条第一項中：：同条第三項中「前条第一項」の下に「から第六項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中：：同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

(以下略)

(介護保険法施行法の一部改正)

第五条 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第六条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額」を「要介護旧措置入所者に係る要介護状態区分(：：)、特定介護老人福祉施設(当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九十二条の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設(：：)に入所した要介護旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以下この条において同じ。)の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス(：：)に要する平均的な費用(：：)の額を

勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（…）に、厚生労働大臣が定める要介護旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲において厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額」に改め、…同条第四項中…同条第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

（以下略）

第七条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

（略）

第十三条第一項中…同条第三項中「第九十二条」を「第九十二条第一項又は第百十五条の二十九第六項」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第八条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第九条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

（略）

第十条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

（略）

（社会福祉法の一部改正）

第十一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

第十二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

(略)

(生活保護法の一部改正)

第十三条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十四条 生活保護法の一部を次のように改正する。

(略)

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十五条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに……の規定 公布の日
- 二 第二条、第六条及び第九条並びに……の規定 平成十七年十月一日
- 三 第四条並びに……の規定 平成十八年十月一日

本則において二つ以上の法律の改正を行う法案であつて、改正を行う事項ごとにその施行期日が異なるものの条文構成について

(担当 末岡参事官)

○ 議事要旨

1 法律改正の趣旨が、複数の法律によつて構成されている制度の改革を段階的に実施することにある場合等、必ずしも同一の法律の同一の条項を施行期日を異にして数回にわたつて改正する場合でなくても、各被改正法律の被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起こしてよいのではないかという意見があつた。

2 しかしながら、制度の改革を段階的に実施する場合であっても、当該改革の趣旨に照らして改正後の条文の最終形を示すことが適当な場合があること、各段階における個々の法律の改正内容は軽微な事項にとどまる場合もあること等から、多段階施行の束ね法案であることのみをもつて、各被改正法律の被改正事項の改正の施行期日ごとに改正規定の条を起こすこととするのは、適当でないとの結論であつた。

「その他の政令で定める」旨の政令への委任について

（担当 岡本参事官）

一 議題

1 法令用語において、「Aその他B」は、AとBが並列の関係にあることを示し、「Aその他のB」は、Aがより内容の広い字句であるBの例示となる関係にある場合に用いられるものとされている。

そのため、法律の規定が「Aその他政令で定めるB」あるいは「Aその他Bとして政令で定めるC」としている場合のAは、改めて政令で定めずとも当該規定の対象となるのに対し、法律の規定が「Aその他の政令で定めるB」あるいは「Aその他のBとして政令で定めるC」としている場合のAは、改めて政令で定めなければ当該規定の対象とはならないものとされている（二一の参考文献抜粋参照）。

2 しかしながら、法律の規定が「Aその他の政令で定めるB」あるいは「Aその他のBとして政令で定めるC」としている場合（二二及び三の用例参照）には、通常、例示されたAについては、いわば「当確」とする趣旨で、すなわち、政令レベルでの判断を待つまでもなく、当然に当該法律の規定の対象とすることが予定されているものとして、具体的に挙示されているもののように思われる。そうであれば、政令で重ねてAを規定する必要があるということは、立法趣旨を実現する方法として迂遠であ

り、法令の簡潔性の要請にも沿わないものではないかとの疑問が生じ得る。また、一般的には考え難い事態ではあるが、万が一委任に基づく命令が定められなかった場合（いわゆる「空振り」となった場合）には、当該法律の規定やこれに関連する諸規定が適用できないこととなるおそれもある（法令整備会議関係資料集（二）五九ページ以下参照）。

3 そこで、今後、法律の規定において、Aをいわば「当確」と位置付けつつ、Aが属するBのカテゴリのうち当該規定の対象とするものの具体的な指定を政令に委任する場合には、原則として、「Aその他政令で定めるB」あるいは「Aその他政令でBとして定めるC」といった「その他」を用いた表現（二4及び5の参考用例参照）を用いることにより、政令でAを重ねて規定することを回避することとしてはどうか。

その上で、右の例外として、「Aその他の政令で定めるB」あるいは「Aその他の政令でBとして定めるC」といった「その他の」を用いた表現を採るべきことが考えられる場合として、次の（一）及び（二）に掲げるような事情が存する場合が考えられるところ、これら以外にも、「その他の」を用いることがより適切と考えられる場合があるか。

- （一） 例示されたAを含む当該法律の規定の対象が全てBというカテゴリーに包含されることを明示することが、当該制度の趣旨等を的確に表現する上で特に有益であること
- （二） 政令の規定において、Aを含む当該法律の規定の対象全てが一覧性のある形で示されることが、関係者にとって特に有益であること

なお、「その他の」を用いてAを例示する場合であっても、Aを必ずしも「当確」とは考えず、Aを含むBのうちいかなるものを当該法律の規定の対象とするかの判断を政令に委ねる趣旨である場合には、例えば、「Aその他のBのうち、(Cとして) 政令で定めるもの」と規定することにより、その趣旨を示すこととなろう(二六の参考用例参照)。

4 「Aその他の政令で定めるB」あるいは「Aその他のBとして政令で定めるC」との法律の規定を受けた政令の規定におけるAとその余の政令で定めるもの(以下「b」という。)との順序については、最初にAを挙げる例と、そうではない例(Aとbとを区別せず、法令番号順、時系列順等の順序に従って列挙をしているもの)とがある。

この点、Aについては、法律レベルで当該法律の規定の典型的な対象として例示されている点で、bよりも重要性が高いのが通常であると考えられる。また、かかるAについては、政令レベルでの判断により対象から除外することはできないのではないかと考えられ、この点において、bとはいわば別格に属するともいえるように思われる。

そこで、今後、「Aその他の政令で定めるB」あるいは「Aその他のBとして政令で定めるC」といった法律の規定を受けた政令の規定を新たに設けるに当たっては、Aを最初に挙げることを原則としてどうか。また、「法〇〇の政令で定めるB (Bとして政令で定めるC) は、Aのほか、次に掲げるものとする。」との表現(二七の参考用例参照)を活用することにより、Aがbとはいわば別格であることを分かりやすく示すことも考えられるのではないか。

二 資料

1 「その他」と「その他の」に関する参考文献抜粋

○法制執務研究会編「新訂ワークブック法制執務」(ぎょうせい、平一九)七〇九〜七二二ページ

「その他」は、次の例一に示すように、「その他」の前にある字句と「その他」の後にある字句とが並列の関係にある場合に、「その他の」は、例二に示すように、「その他の」の前にある字句が「その他の」の後にある、より内容の広い意味を有する字句の例示として、その一部を成している場合に用いられる。

両者の相違は、「その他政令で定める……」又は「その他の政令で定める……」についていえば、前者の場合は、例三に示すように、「その他」の前に置かれたものについては改めて政令で定めなくても、当然、当該規定の対象となるのに対し、後者の場合は、それが例示とされるところから、当該規定の対象とするためには、例四に示すように、「その他の」の前で例示されたものについても改めて政令で定めなければならないという点にある。

〔例一〕、〔例二〕 (略)

〔例三〕

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営するこ

ととなる者……は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

(略)

二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
(以下略)

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）

(危険物等の範囲)

第四条 法第七条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げるもの（石油類、火薬類及び高圧ガス以外のものに限る。）とする。

一 消防法第二条第七項に規定する危険物

(以下略)

[例四]

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

(医療費の額)

第十二条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律（以下「健康保険法等」という。）の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

(以下略)

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）

（法第十二条第一項の政令で定める法律）

第三条 法第十二条第一項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

(以下略)

○林修三「法令用語の常識」（日本評論社、昭五〇）一七〇—一八ページ

「その他」と「その他の」も、日常用語としては似たようなことばであるが、法令用語としては使い分けられている。

「内閣総理大臣その他の国务大臣」、「俸給その他の給与」、「委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員」というような用例を見てもわかるように、「その他の」が使われている場合は、「その他の」の前に出てくることばは、後に出てくる一そう意味内容の広いことばの一部をなすものとして、その例示的な役割を果たす趣旨で使われているのである。すなわち、「内閣総理大臣」、「俸給」、「委

員会の委員」ということばは、それぞれその後続く「國務大臣」、「給与」、「委員」という、より意味内容の広いことばの例示として使われているのである。

これに対し、「勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸条件」とか、「賃金、給料その他これに準ずる収入」というように、「その他」ということばが用いられている場合は、その「その他」の前にあることばと後にあることばは、「その他の」の場合とちがって、全部対一部の関係にあるのではなくて、並列関係にあるのが原則である。右の例でいえば、「賃金、給料」と「これに準ずる収入」とは一応別の觀念として並列されているのであつて、賃金、給料という觀念は、「これに準ずる収入」の一部の例示として掲げられているのではないのである。

それであるから、たとえば、「一般職の職員に対しては、扶養手当、通勤手当その他の政令で定める手当を支給する」とある場合は、扶養手当、通勤手当は、一般職の職員に支給される政令で定める手当の例示として掲げられているので、扶養手当も、通勤手当もあらためて政令で定めないと、一般職の職員に支給される手当にはならないが、これに対し、「一般職の職員に対しては、扶養手当、通勤手当その他政令で定める手当を支給する」とある場合は、扶養手当及び通勤手当は、政令で定めるその他の手当とは対立して、すでに初めから支給することが法律で明示されているのであり、政令では、これら二つの手当以外の支給すべき手当のことだけをうたえばよいのであつて、扶養手当、通勤手当のことは、政令では言及する必要はないのである。

「その他」と「その他の」はこのようなふうに使分けられるのが原則であるが、場合によっては、語呂、語感等の関係で、「その他の」を使うべき際に、「その他」が用いられている例がないでもな

い。たとえば、「言論、出版その他一切の表現の自由」（憲法二一条一項）などは、その例で、本来ならば「その他の」を使うべきところに、語呂の都合で、「その他」が使われているのである。

2 「Aその他の政令で定めるB」とする法律の規定及びこれを受けた政令の規定の例
〔例2の1〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平二六法一二四）

（公告）

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定める同理事会決議（附則第二条において「第千二百六十七号等決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿（以下単に「名簿」という。）に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。（以下略）

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平二七政三五六）

(国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等)

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(以下「法」という。)第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千三百九十号、同理事会決議第千九百八十八号、同理事会決議第千九百八十九号、同理事会決議第千二百五十三号及び同理事会決議第千二百五十五号とする。

2 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号、同理事会決議第千九百八十九号及び同理事会決議第千二百五十三号とする。

[例2の2]

○不当景品類及び不当表示防止法(昭三七法一三四)

(権限の委任等)

第三十三条

3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は第二十八条第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定める

ところにより、第一項の規定により委任された権限（第二十九条第一項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

○不当景品類及び不当表示防止法施行令（平二一政二一八）

（法第三十三条第三項の政令で定める事情）

第十六条 法第三十三条第三項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 緊急かつ重点的に不当な景品類又は表示に対処する必要があること。
- 二 前号のほか、効果的かつ効率的に不当な景品類又は表示に対処するために事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

〔例2の3〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭三五法一四五）

（特例承認）

第十四条の三

2 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定により第十四条の承認を受けた者に対して、当該承認に係る品目について、当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を厚生労働大臣に報告することその他の政令で定める措置を講ずる義務を課することができる。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭三五法一四五）

（特例承認を受けた者に義務として課することができる措置）

第二十八条 法第十四条の三第二項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該品目の使用の成績その他その品質、有効性及び安全性に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する措置

二 当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を知つたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に報告する措置

三 当該品目が法第十四条の三第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第十四条又は第十九条の二の承認を受けている旨が当該医薬品を一般に購入し、又は使用する者に説明され、かつ、理解されるために必要な措置

四 前三号に掲げる措置のほか、当該品目の販売又は授与の相手方及びこれらの相手方ごとの販売数量又は授与数量を厚生労働大臣に報告する措置その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置

〔例2の4〕

○産業競争力強化法（平二五法九八）

(定義)

第二条

26 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関……が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行等……からの借入れ……による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。

○産業競争力強化法施行令(平二六政一三)

(特定信用状の発行に係る金融機関)

第三条 法第二条第二十六項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 銀行
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 株式会社日本政策投資銀行
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 七 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 八 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

九 農林中央金庫

十 保険会社

3 「Aその他のBとして政令で定めるC」とする法律の規定及びこれを受けた政令の規定の例

〔例3の1〕

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平二五法七五）

（定義）

第二条

四 特定日本船舶 原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資として政令で定めるものの輸送の用に供する日本船舶であつて、当該船舶の速力、船舷の高さその他の当該船舶に関する事項が海賊行為の対象となるおそれが大いものとして国土交通省令で定める要件に適合し、かつ、当該船舶において乗組員及び乗船している者が避難するための設備の設置その他の国土交通省令で定める海賊行為による被害を低減するために必要な措置を講じているものという。

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平二五政三二五）

（法第二条第四号の政令で定める物資）

第二条 法第二条第四号の政令で定める物資は、原油とする。

〔例3の2〕

○特定秘密の保護に関する法律（平二五法一〇八）

（特定秘密の保護措置）

第五条 行政機関の長は、指定をしたときは、第三条第二項に規定する措置のほか、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

（以下略）

○特定秘密の保護に関する法律施行令

（行政機関の長による特定秘密の保護措置）

第十二条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
 - 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
 - 四 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
 - 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
 - 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
 - 七 前二号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
 - 八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第八号において同じ。）の方法の制限
 - 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
 - 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
 - 十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生防止その他の措置
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置
- 2 法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

〔例3の3〕

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平二二法三六）

（定義）

第二条 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物……をいう。

- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平二二政二〇三）

（国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物）

第一条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 学校
- 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 三 病院又は診療所
- 四 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 五 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設

六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

七 高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

〔例3の4〕

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平二二法四一）

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条 特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保全上特に必要があると認め、国土交通大臣が水域……を定めて公告した場合において、その水域において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 水域の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）

二 土砂の採取

三 前二号に掲げるもののほか、港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為

4 国土交通大臣は、特定離島港湾施設の建設又は改良の工事のために必要な場合その他の港湾の機

能の維持若しくは増進又は公益上の観点から特に必要なものとして政令で定める場合を除き、特定離島港湾施設である泊地その他の国土交通省令で定める水域施設について第一項第一号又は第三号の行為に係る同項の許可をしてはならない。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平二二政一五七）

（水域施設について水域の占用の許可等を行うことができる場合）

第六条 法第九条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合
- 二 前号に掲げるもののほか、拠点施設に電気を供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は管理のため水域の占用が必要となる場合
- 三 沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占用が必要となる場合

〔例3の5〕

○刑事訴訟法（昭二三法一三一）

第三百五十条の二

② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるも

のを除く。)をいう。

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第一百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第一百五十七条の罪、同法第一百五十八条の罪……又は同法第一百五十九条から第六十三條の五まで、第九十七条から第九十七条の四まで、第九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪

三 前二号に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪
その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

四、五（略）

【本条は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平二八法五四）により新設された未施行条文であり、政令案は、未作成。】

4 「Aその他政令で定めるB」とする法律の規定（BがAを包含すると考えられるもの。）の例

〔例4の1〕

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平二七法三三）

（防衛省の職員への準用等）

第二十七条 第十六条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。）の派遣について準用する。（以下略）

〔例4の2〕

○少年院法（平成二六法五八）

（電話等による通信）

第一百六条 少年院の長は、在院者に対し、その改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるとき、その他相当と認めるときは、第九十二条第一項各号に掲げる者との間において、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

【参考 「電話」が「電気通信」に包含されている例】

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平一一法一三七）

（定義）

第二条 この法律において「通信」とは、電話その他の電気通信であつて、その伝送路の全部若

しくは一部が有線……であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

〔例4の3〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平二五法二七）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

5 「Aその他Bとして政令で定めるC」とする法律の規定の例

〔例5の1〕

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平二一法七二）

（定義）

第二条

3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定める

ものをいう。

〔例5の2〕

○個人情報保護に関する法律（平一五法五七）

（定義）

第二条

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

6 「Aその他のBのうち、（Cとして）政令で定めるもの」とするとする法律の規定及びこれを受けた政令の規定の例

〔例6の1〕

○津波防災地域づくりに関する法律（平二三法一二三）

（避難確保計画の作成等）

第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項（第六十九条において準用する場合を含

む。)の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一 (略)

二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

(以下略)

○津波防災地域づくりに関する法律施行令(平二三政四二六)

(避難促進施設)

第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、

就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く。)、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)、障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設

- 二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- 三 病院、診療所及び助産所

〔例6の2〕

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平二一法七二)

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。

三 燃料製品供給事業者(化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、燃焼の用に供されるものとして政令で定めるもの(以下「燃料製品」という。)の製造(第三者に委託して製造することその他の製造に準ずる行為として燃料製品の種類ごとに

政令で定める行為を含む。第七条において同じ。)をして供給する事業を行う者をいう。第八項において同じ。)

(以下略)

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平二一政二二二)

(燃料製品)

第一条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びコークスとする。

[例6の3]

○金融商品取引法(昭二三法二五)

(大量保有報告書の提出)

第二十七条の二十三

2 前項の「対象有価証券」とは、株券、新株予約権付社債券その他の有価証券のうち政令で定めるものをいう。

○金融商品取引法施行令（昭四〇政三二一）

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株券（議決権のない株式として内閣府令で定めるものに係る株券を除く。）
- 二 新株予約権証券及び新株予約権付社債券（新株予約権として議決権のない株式のみを取得する権利のみを付与されているものを除く。）
- 三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- 四 投資証券等
- 五 新投資口予約権証券等

7 「Aのほか、次に掲げる」とする政令の規定の例

〔例7の1〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平二七法六四）

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活に

おける活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

（以下略）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平二七政三一八）

（法第二十条第一項の政令で定める法人）

第二条 法第二十条第一項の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- 三 日本司法支援センター
- 四 日本私立学校振興・共済事業団
- 五 日本年金機構及び日本中央競馬会

〔平成二八年度法令整備会議第二回 議題第一号関係議事要旨〕

「その他の政令で定める」旨の政令への委任について

(担当 岡本参事官)

○ 議事要旨

「その他の政令で定める」旨の委任を用いる範囲（議題の3）については、「その他政令で定める」旨の委任により代替できる場合もあろうとの意見や議題の3（一）（二）のような事情が存する場合には「その他の政令で定める」を用いることとなろうとの整理には違和感がないとの意見が示される一方

・ 議題の3（一）（二）のような事情が存する場合のほか、当該政令で定める事項を法律の他の箇所でも引用することとなる場合にも、引用の便宜の観点から、「その他の政令で定める」旨の委任を用いることがあ
るのではないか。

・ 「その他の政令で定める」旨の委任を用いる基準について、議題の3（一）（二）にいうように「特に有益であること」とまで限定的に考える必要はないであろう。

などの意見も示された。全体としては、「その他の政令で定める」旨の委任を用いる範囲について、議題の3に示すところより緩やかに捉える見解が多数であったと思われる。

・ 「その他の政令で定める」旨の委任を受けた政令の規定における規定順（議題の4）については、法律で例示された事項はまさに例示であり、政令レベルで定められる事項と重要性や性質が大きく異

なるものはない場合も多いと思われるから、法律で例示された事項を一般にその余の事項とは別格であると位置付けることは適切ではないのではないか。

・ 資料の例2の3の医薬品医療機器法施行令第二十八条の例では、法律で例示された措置に先行する最も基本的な措置がまず冒頭に挙げられているところであり、政令における規定順は、当該制度の趣旨や政令に委任された事項の性質等を踏まえて定まるべきものではないか。

などの意見が示され、法律で例示された事項を冒頭に掲げることへ原則とすることへの賛同は少なかつた。

「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定における読替えを一部改正で行うことについて

（担当 戸梶参事官）

一 議題

1 法令を改廃する場合において、一定の事項について（期間を限定する場合もある。）、経過的に旧法令又は改正前の法令（以下「旧法令等」という。）の効力を持続させる必要があるときには、「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定が置かれることがある。

これに関しては、一般的には、次のような具体的な取扱いがされている。

① 「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける際（法令の改廃を行う際）に、対象となる事項に対して、「なおその効力を有する」ものとされた旧法令等の規定をそのまま適用するだけでは足りず、所要の手当を必要とする場合には、読替規定を設けて読替えにより措置する。さらに、法律レベルで経過措置規定を設ける場合には、「なおその効力を有する」ものとした旧法又は改正前の法律の規定に係る技術的読替え等を政令に委任する場合もある。

② 法令の改廃後に、事後的に所要の手当が必要となった場合には、通常、「なおその効力を有する」ものとされた旧法令等の規定の改正を行う。

ただし、①により読替規定を置いた後に、②により事後的に所要の手当てを講ずる場合には、必ずし

も統一的な取扱いとはなっておらず、事後的に必要なとなった手当ての内容、当初置かれた読替規定の分量と事後的に必要なとなった手立ての分量等を勘案し、全体のバランスを見て、「なおその効力を有する」とされた旧法令等の規定の改正を行わず、読替規定を改正して措置する取扱いも見られる。

また、①により法律レベルで経過措置を設ける際に、「なおその効力を有する」とした旧法又は改正前の法律の規定に係る技術的読替え等を政令に委任する場合には、②により事後的に所要の手当てを講ずるときには、「なおその効力を有する」とされた旧法又は改正前の法律の規定の改正を行わず、政令の読替規定を改正して措置する取扱いも見られる。

2 1によると、「なおその効力を有する」とする経過措置規定について、事後的な手当てが行われた場合には、

① 「なおその効力を有する」とされた旧法令等（事後的な手当てを改正で措置）

② 「なおその効力を有する」とされた旧法令等（事後的な手当てを改正で措置）＋当該旧法令等に係る読替規定
（具体例は、七〇一三ページ参照）

③ 「なおその効力を有する」とされた旧法令等＋当該旧法令等の規定に係る読替規定（事後的な手当てを改正で措置）
（具体例は、一三〇一六ページ参照）

④ 「なお効力を有する」とされた旧法又は改正前の法律＋当該旧法又は改正前の法律の規定に係る政令での読替規定（事後的な手当てを改正で措置）
（具体例は、一七〇二二参照）
等の様々な形態が混在することとなるところである。

3 「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定の取扱いについては、旧法令等の規定自体が効力を有するものとされ、改正が認められている以上、法令のわかりやすさ、法令整備の簡素化等の観点から、特段の事情がない限り、読替規定よりも改正を優先するものとし、以下のような取扱いを可能とすることについてどう考えるか。

(1) 「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける際（法令の改廃を行う際）に、旧法令等の規定をそのまま適用するだけでは足りず、所要の手当を必要とする場合には、旧法令等の改正を併せて行うことを可能とする。

（考え方）

現行では、「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける際（法令の改廃を行う際には、

- ① 法令の規定を改廃する。
 - ② ①による改廃前の旧法令等の規定を「なおその効力を有する」ものとする。
 - ③ ②により「なおその効力を有する」ものとされた旧法令等の規定を読み替える。
という手順で行われるが、③で改正を行ったとしても、
 - ・ 既に①と②は同一の施行日とする取扱いがされており、③についても、同一の施行日とすることも許容されるのではないかと考えられること
- ①と③の関係においては、③は「なおその効力を有するものとされた〇〇法（〇〇令）」とされ

る以上、①との間で、改正後の姿や適用関係に不明確な点は生じないと考えられること

- ・ 法令のわかりやすさ、法令整備の簡素化等の観点から、事後的な手当てを行う場合における取扱い（改正が可能）との整合性を図るべきと考えられること

から、「なおその効力を有する」ものとされた旧法令等の改正を併せて行うことを可能とする。

※留意点

- ・ 法律レベルで「なおその効力を有する」ものとした旧法又は改正前の法律の規定に係る技術的読替え等を政令に委任する場合に関し、後述の試案についてどう考えるか。

- ・ 既に、「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける際に読替規定を設けた法令については、今後の改正の機会があるときに、読替規定を順次改正して、改正方式にシフトさせていくか。

(2) 「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける法律の改廃時に、当該規定の施行期日後の別の時期に所要の手当てが必要であることが明らかである場合には、「なおその効力を有する」ものとされた旧法又は改正前の法律の改正を併せて行うことを可能とする。

※留意点

- ・ こうした「なおその効力を有する」ものとされた旧法又は改正前の法律の改正の用例は、直ちには見あたらないところ。

（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）では、地方法人課税の偏在

是正措置として、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）を廃止し、同法の廃止に伴う経過措置を、同法の関係規定を「なおその効力を有する」ものとして、読替規定や特例規定を設けつつ、四段階で措置したところ。二二〇〜二七ページ参照）

- ・当該改正により経過措置が必要となる場合には、当該改正規定の後に、その都度経過措置を設けることも可能とするか。

〈試案〉

地方税法等の一部を改正する等の法律

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第八条 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止）

第九条 地方法人特別税等に関する暫定措置法は、廃止する。 【平成二九年四月一日施行】

附 則

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置等）

第三十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置

法（以下「廃止前暫定措置法」という。）に規定する地方法人特別税については、廃止前暫定措置法第三章（第二十二條の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）及び第四十一條の規定は、なおその効力を有する。【平成二九年四月一日施行】

第三十二條 前條の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法の一部を次のように改正する。

第十八條中「……」を「……」に改め、（略）……。【平成二九年四月一日施行】

第三十三條 附則第三十一條の規定によりなお効力を有するものとされた廃止前暫定措置法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「……」を「……」に改め、（略）……。【平成三〇年七月一日施行】

第三十四條 附則第三十一條の規定によりなお効力を有するものとされた廃止前暫定措置法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「……」を「……」に改め、（略）……。【平成三〇年八月一日施行】

第三十五條 附則第三十一條の規定によりなお効力を有するものとされた廃止前暫定措置法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「……」を「……」に改め、（略）……。【平成三〇年一〇月一日施行】

第三十六條 附則第三十二條から前條までの規定による改正後の附則第三十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法の規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

(1) ← (2) →

二 資料

【2-②関係】読替規定を置いた「なおその効力を有する」ものとされた改正前の法令の規定を事後に改正した用例

(例1)

◎ 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平二七政三九九）

附 則

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、加古川市、呉市及び佐世保市」を「及び加古川市」に改める。

※ 「なおその効力を有する」ものとする経過措置（読替えあり）

○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平二七政三〇）

附 則

（大気汚染防止法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行時特例市については、第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令（以下この条において「旧大気汚染防止令」という。）第十三条第一項及び第三項並びに附則第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、「特定特例市」とあるのは「特定施行時特例市」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、「特例市の長に」とあるのは「施行時特例市の長に」と、同条第三項中「前項に規定する事務及び法」とあるのは「法」と、「特定特例市」とあるのは「特定施行時特例市」とする。

○ 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令及び改正後の地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第十三条第一項及び第三項並びに附則第五項の読替表

（傍線の部分は読替え部分（網掛けは改正部分））

<p>本政令による改正後の地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令【読替後】</p>	<p>本政令による改正後の地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令【読替前】</p>	<p>本政令による改正前の地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令【読替後】</p>	<p>本政令による改正前の地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令【読替前】</p>
<p>（政令で定める市の長による事務の処理） 第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市の長（川口市、所沢市、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市及び加吉川市の長（以下「特定施行時特例市の長」という。）を除く。以下この項において「施行時特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理） 第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市及び加吉川市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理） 第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市の長（川口市、所沢市、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加吉川市、呉市及び佐世保市の長（以下「特定施行時特例市の長」という。）を除く。以下この項において「施行時特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理） 第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加吉川市、呉市及び佐世保市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前</p>

<p>この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、<u>施行時特例市の長</u>に関する規定として<u>施行時特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 (なお効なし)</p> <p>3 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、<u>特定施行時特例市の長</u>が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、<u>特定施行時特例市の長</u>に関する規定として<u>特定施行時特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>4・5 (なお効なし)</p>	<p>係る都道府県知事に関する規定は、<u>特例市の長</u>に関する規定として<u>特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 (なお効なし)</p> <p>3 前項に規定する事務及び法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、<u>特定特例市の長</u>が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、<u>特定特例市の長</u>に関する規定として<u>特定特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>4・5 (なお効なし)</p>	<p>法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、<u>施行時特例市の長</u>に関する規定として<u>施行時特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 (なお効なし)</p> <p>3 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、<u>特定施行時特例市の長</u>が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、<u>特定施行時特例市の長</u>に関する規定として<u>特定施行時特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>4・5 (なお効なし)</p>	<p>段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、<u>特例市の長</u>に関する規定として<u>特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 (なお効なし)</p> <p>3 前項に規定する事務及び法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、<u>特定特例市の長</u>が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、<u>特定特例市の長</u>に関する規定として<u>特定特例市の長</u>に適用があるものとする。</p> <p>4・5 (なお効なし)</p>
--	---	--	--

(例2)

◎ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平二五法一〇一）

附則

（旧農業者年金基金法の一部改正）

第七条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「農地利用集積円滑化団体」の下に「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、同項第三号ロ及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

※「なおその効力を有する」とする経過措置（読替えあり）

○ 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平一三法三九）

附則

（施行日前に農業者年金の被保険者であった者に係る年金給付の特例）

第八条 施行日前に農業者年金の被保険者であった者（施行日の前日において旧法による年金給付に係る受給権を有していた者を除く。）については、旧法中旧法による経営移譲年金及び農業者老齢年金

の支給要件に関する規定並びにこれらの年金給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
旧法第四十二条第一項第二号イ	農業者年金の被保険者である六十歳未満の者	平成十三年改正前法における農業者年金の被保険者に相当するものとして政令で定める者（次号イにおいて「被保険者相当者」という。）である六十歳未満の者
旧法第四十二条第一項第二号ロ	一人の者（経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者と	一人の者

	なつてゐる者があるときは、その者)	
旧法第四十二条第一項第三号イ	農業者年金の被保険者	被保険者相当者

【2-③関係】「なおその効力を有する」ものとされた改正前の法令の規定に係る読替規定を事後に改正した用例

(例)

◎ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平二八法一三）

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第三項中「この場合において」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」とを加え、「とあるのは、「」を「とあるのは「」に改め、同条第四項中「同号」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に、「においては」を「には」に改め、「この場合において」の下に「、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農

業生産法人」とを、「同条第一項第一号中」の下に「農地法第二条第七項」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」とを、「同条第四項中」の下に「第三百二十七条」とあるのは「第三百二十六条」とを加える。

※「なおその効力を有する」とする経過措置（読替えあり）

○ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭六―法一四）附則第七条第三項及び第四項（次ページ以降参照）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）新旧対照条文

○ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）（第三条関係）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市町村民税に関する経過措置）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合における昭和六十一年度以前の年度分の個人の市町村民税に係る納期限の延長については、旧法附則第三十五条の二の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項及び第二項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。</p> <p>4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用を受けていた者又は昭和六十年十二月</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市町村民税に関する経過措置）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合における昭和六十一年度以前の年度分の個人の市町村民税に係る納期限の延長については、旧法附則第三十五条の二の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。</p> <p>4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用を受けていた者又は昭和六十年十二月</p>

三十一日までに旧法附則第三十五条の三第一項第一号に規定する農地等を農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人に出資した者（施行日前に当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の旧法第三百七条の二第一項の規定による申告書を提出した者を除く。）が死亡した場合には、旧法附則第三十五条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項第一号中「農地法第二条第七項」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同条第四項中「第三百二十七条」とあるのは「第三百二十六条」と、「附則第三十五条の三第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第一項」とする。

5
略

三十一日までに旧法附則第三十五条の三第一項第一号に規定する農地等を同号

に規定する農業生産法人に出資した者（施行日前に当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の旧法第三百七条の二第一項の規定による申告書を提出した者を除く。）が死亡した場合には、旧法附則第三十五条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において

、同条第一項第一号中

「租税特別措置法」

とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同条第四項中

「附則第三十五条の三第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第一項」とする。

5
略

【2-④関係】 「なおその効力を有する」ものとされた改正前の法律の規定に係る政令に委任された読替規定を事後に改正した用例

(例)

◎ 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平二八法一三一）

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法第百十一条第三項の項の次に次のように加える。

改正前地共済法第百四十条第一項	政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第三十九条第一項に規定するもの
改正前地共済法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項	政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令第四十三条第七項に規定するもの

(略)

※ 「なおその効力を有する」ものとする経過措置（読替えの政令委任あり）

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平二四法六三）

附 則

（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）

第六十条 （略）

254 （略）

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十二条から第

七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前地共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の」と、同号ロ中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間の」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

※ 「なおその効力を有する」ものとされた改正前の法律の規定に係る政令に委任された読替規定

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平二七政三四七）第七条第一項等（次ページ以降参照）

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正後

(改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の
読替え)

第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
改正前地共済法第百十一条	(略)	(略)
第三項		

改正前

(改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の
読替え)

第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
改正前地共済法第百十一条	組合員期間 退職共済年金 又は障害共済 年金の額のうち 第七十六条 第二項の規定 により支給の	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給 付の額
第三項		

2 (略)	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項
	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項
	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	改正前地 共済法第 百四十条 第一項

2 (略)	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十四 条の二十 四の二第 一項及び 第五項	改正前地 共済法第 百四十四 条の二十 四の二第 一項及び 第五項	(新設)	(新設)	停止を行わな いこととされ る部分に相当 する額
	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十四 条の二十 四の二第 一項及び 第五項	改正前地 共済法第 百四十四 条の二十 四の二第 一項及び 第五項	(新設)	(新設)	停止を行わな いこととされ る部分に相当 する額
	(略)	(略)	改正前地 共済法第 百四十四 条の二十 四の二第 一項及び 第五項	改正前地 共済法第 百四十四 条の二十 四の二第 一項及び 第五項	(新設)	(新設)	停止を行わな いこととされ る部分に相当 する額

【3-1(2)関係】 「なおその効力を有する」とされた廃止前の法律の規定に係る読替規定を多段階で設けた用例

(例)

◎ 地方税法等の一部を改正する等の法律(平二八法一三)

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第八条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

(略)

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止)

第九条 地方法人特別税等に関する暫定措置法は、廃止する。

【平成二九年四月一日施行】

附則

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第三十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下この条及び次条において「廃止前暫定措置法」という。)第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

※以下平成二九年四月以降の措置(共通)

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別税(以下この条において「旧地方

人特別税」という。)については、廃止前暫定措置法第三章(第二十二條の表国税収納金整理資金に關する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の項を除く。)及び第四十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前暫定措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 (略)

※以下平成三〇年七月の措置

4 都道府県は、平成三十年七月において、同年六月までに第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三條の規定により還付することとされた旧地方法人特別税に係る還付金等(同條第三項に規定する還付金等をいう。以下この條において同じ。)に相当する額のうち同月までに払込予定額(第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二條第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる旧地方法人特別税として納付された額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の総額から控除されなかつたものがある場合又は同年七月に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三條の規定により還付することとされた旧地方法人特別税に係る還付金等に相当する額がある場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四條第一項の規定にかかわらず、同月に納付された払込予定額の総額を限度として、当該払込予定額の総額から控除するものとする。この場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法

第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第四項」と、「額を、」とあるのは「額を、平成三十年八月又は九月（）」と、「の属する月」とあるのは「が同年十月以後である場合には、当該返納があつた日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）」とする。

※以下平成三〇年八月以降の措置

5 (略)

6 平成三十年八月又は九月に都道府県に旧地方人特別税の納付があつた場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「当該納付があつた月の翌々月の末日」とあるのは、「平成三十年十一月三十日」とする。

7 都道府県は、平成三十年八月又は九月において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により同年十一月三十日までに国に払い込むものとされる旧地方人特別税として納付された額（以下この項において「十一月までの払込予定額」という。）の総額から控除するものとする。ただし、当該還付金

等に相当する額の総額が当該十一月までの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該十一月までの払込予定額の総額を控除した額を、同年九月三十日後遅滞なく、
国に請求するものとする。

8 前項の場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第七項」と、「額を」とあるのは「額を、平成三十年八月又は九月（」と、「の属する月」とあるのは「が同年十月以後である場合には、当該返納があつた日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）」とする。

9 (略)

※以下平成三〇年一〇月以降の措置

10 平成三十年十月以後に都道府県に旧地方人特別税の納付があつた場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「月の翌々月の末日まで」とあるのは、「日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）の末日から二月以内」とする。

11 都道府県は、平成三十年十月以後において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。以下この項において同じ。）ごとの当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により当該四半期の末日から二月以内に国に払い込むものとされる旧地方人特別税として納付された額（以下この項において「四半期ごとの払込予定額」という。）であつて当該還付金等を還付することとした日の属する四半期に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額の総額が当該四半期ごとの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該四半期ごとの払込予定額の総額を控除した額を、当該四半期の末日後遅滞なく、国に請求するものとする。

- 12 前項の場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第十項」と、「属する月」とあるのは「属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）」とする。

13
(略)

〔平成二八年度法令整備会議第二回 議題第二号関係議事要旨〕

「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定における読替えを一部改正で行うことについて

(担当 戸梶参事官)

○ 議事要旨

1 議題の3の(1)については、旧法令又は改正前の法令(以下「旧法令等」という。)の規定を「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定と「なおその効力を有する」ものとされた旧法令等の規定を改正する規定との関係がダブルタツチ的であり、「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける際(法令の改廃を行う際)に後者を同時に手当てをすることについては、中途半端な印象を受けるとの意見があった。

一方で、「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける際(法令の改廃を行う際)に新たな条、項又は号を追加する必要がある場合や事後的な制度改正で新たな条、項又は号を追加する必要がある場合等には、改正方式の方がメンテナンスが容易で取扱いの一貫性があるという利点があるとの意見もあった。

このため、引き続き検討が必要とされ、結論には至らなかった。

2 議題の3の(2)については、「なおその効力を有する」ものとする経過措置規定を設ける際(法令の改廃を行う際)に、「なおその効力を有する」ものとされた旧法又は改正前の法律の規定の改正を別の

施行期日で併せて行うこととした場合にも、当該改正により経過措置が必要となるときには、改正規定と別に経過措置規定を設けることが必要となり、改正を行わずに読替規定等で手当てすることと比べて、必ずしも条文規定が簡素化しないとの意見があり、引き続き検討が必要とされ、結論には至らなかつた。

項についての枝番号の使用等について

（担当 庄司参事官）

一 議題

1 法令の一部を改正して新たな条を追加する場合に、その追加される条が既存の条の冒頭又は間に追加されるときには、通常、その追加される条の後にくるべき既存の条を繰り下げることが必要となる。逆に、法令の一部を改正して既存の条を削る場合には、その削られる条が法令の最後の条である場合や枝番号の最後の条である場合を除き、条名を欠番にしないためには、その削られる条の後の条を順次繰り上げることが必要となる。これらの場合において、既存の条の移動が技術的にいたずらに複雑となる場合や、既存の条の移動すなわち条名の変更によってその条を引用している他の規定について更に改正を要することとなる等多くの形式的改正をしなければならぬ場合などに、こうしたやむを得ない事態を回避するための便法として、「第〇条の二」等の枝番号や「第〇条 削除」を用いてもよいとされる。

枝番号を用いること及び「削除」とすること（以下「枝番号の使用等」という。）は、条のほか、号についても可能とされているが、項についてはできないとされている。その理由としては、項は、条や号とは異なり、条の中の文章の段落にすぎず、一つの単位として他から区別される内容を持つものとは考えられていないことによると説明されている。

しかしながら、この説明は、項についての沿革及びこれまで長きにわたりそのように扱われているという以上のものではなく、項について枝番号の使用等ができない理由の説明としては、いささか説得力を欠くものではないかと思われる。現に、昭和三〇年代初頭までの法令には、数こそ多くないものの、「第○項 削除」として存在する。他方、枝番の使用等ができるとしたならば、やむを得ない事態を回避し得るという点においては、項の場合と条や号の場合とで異なるところはない。

右のような事情を踏まえ、

- (一) 項についても、原則、条や号と同様に、枝番号の使用等ができることとしてはどうか。
- (二) また、次の諸点についてどのように考えるか。

(1) 項番号のない法令については、枝番号を用いることは困難であるものの、次の例のように「削除」とすることは考えられないではないが、分かりづらいことから、項番号のない法令については、枝番号の使用等の対象外としてはどうか。

〔例〕農業協同組合法第三〇条の二第三項を仮に「削除」とする場合の条文イメージ

○農業協同組合法（昭和二二法一三二）

第三十条の二 組合（次項に規定する農業協同組合連合会を除く。）は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会その他の政令で定める農業協同組合連合会は、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置かなければならない。

削除〔現行：経営管理委員の定数は、五人以上とする。〕

経営管理委員については、前条第十一項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第十一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、同条第十二項中「次に掲げる者のいずれか」とあるのは「第一号に掲げる者」と読み替えるものとする。

経営管理委員を置く組合（以下「経営管理委員設置組合」という。）の理事の定数は、前条第二項の規定にかかわらず、三人以上とする。

経営管理委員設置組合の理事は、前条第四項及び第十項の規定にかかわらず、経営管理委員会が選任する。

経営管理委員設置組合の理事は、農畜産物の販売その他の当該経営管理委員設置組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

前条第十一項から第十三項までの規定は、経営管理委員設置組合の理事には、適用しない。

(2) 項の枝番号の付番の仕方は、次のいずれによるべきか。

① 3の2□都道府県知事は、……………。

② 3の2□都道府県知事は、……………。

(3) (2)の場合において、当該枝番号の付された項を引用する場合には、次のいずれによるべきか。

① 第三項の二

② 第三の二項

(4) 本則又は附則が項で成り立っている場合を除き、第一項には項番号が付されないが、第一項と第二項の間に新たに一項を加える場合には、当該新たな項の項番号は、「1の2」（又は「1の二」）としてよいか。

2 イ、ロ、ハ等の号の細分については、「削除」とされることはあっても、枝番号が用いられることはないが、

(一) 1と同様の趣旨により、号の細分についても、枝番号を用いることができることとしてはどうか。
また、次の諸点についてどのように考えるか。

(1) イとロの間に新たに一の細分を加える場合には、当該新たな細分の付番の仕方は、次のいずれに
よるべきか。

① □□イのイ□農業協同組合連合会

② □□イのロ□農業協同組合連合会

③ □□イの二□農業協同組合連合会

〔→漢数字の「二」。カタカナの「二」ではない。〕

(2) (1)と(2)の間に新たに一の細分を加える場合には、当該新たな細分の付番の仕方は、次のいずれに
よるべきか。

① □□□(1)の1□農林中央金庫

② □□□(1)の2□農林中央金庫

- ③ ①の二 農林中央金庫
- ④ ①の① 農林中央金庫
- ⑤ ①の② 農林中央金庫
- ⑥ ①の二 農林中央金庫

二 資料

目次

【議題1及び議題2関係】

1 法制執務研究会編「新訂 ワークブック法制執務」(平二〇) 7
2 諸家の説

- ① 佐藤達夫「法制執務提要」(昭二五) 14
- ② 林修三「例解立法技術」(昭三〇) 17
- ③ 林修三「法令作成の常識」(昭五〇) 21
- ④ 山本庸幸「実務立法技術」(平一八) 27
- ⑤ 浅野一郎「改訂法制執務事典」(昭五七) 28
- ⑥ 河野久「法令の改め方」(昭六三) 29

【議題1関係】

3 項を「削除」としている例 30
4 項ズレに伴う規定の整理であつて複雑なもの例 32
5 表における枝番号の例 35

【議題2関係】

6 イ、ロ、ハ等を「削除」としている例 37
7 表における枝番号の例 38

【議題1及び議題2関係】

1 法制執務研究会編「新訂 ワークブック法制執務」(ぎょうせい・平成二〇)

条・項・号関係

問72 条とは、何か。(一八四・一八五ページ)

問80 項とは、何か。(二〇七ページ)

問86 号とは、何か。(二一〇ページ)

答一 法令は、いかに的確に表現されていても、ただらだと書き並べられていては、その内容を理解するにも、検索するにも、多大な困難が伴う。そこで、法令は、必然的に箇条書の形をとることが要請されることになる。そして、この箇条書の一つに相当するものが「条」であるといえる。

法令の本則は、極めて簡単なものを除き、第一条、第二条というように、条に区分する。本則は、法令の主たる部分であり、その内容が多岐にわたることが多いから、理解しやすいように、内容に従って条に区分するのである。附則も、規定する事項が多い場合には、条に区分する。その場合、附則の条名を本則と通しの条名を付ける方法と、本則とは別に、附則だけで第一条から始める方法とがあるが、現在では、後の方法によっている。

二 一つの条を、更に規定の内容に従って区分する必要がある場合には、別行から書き出す方法がとられる。このように、条の中で別行で区分される段落を「項」という。文語体・片仮名書きの法令では、行を変えるだけで項の区切りを付けていたが、口語体・平仮名書きになってからは、別行の初字を一字下げて項の段落をはっきりさせることになり、更に昭和二三年ごろからは、第二項以下

の項には、算用数字で項番号を付けることとされているので、それが第何項であるかは、容易に知ることができるようになった。

条に分けるほどではない附則は、項に分けた形で規定するし、本則も、極めて簡単なものは、項で成り立っている場合がある。これらの場合には、項の数が二以上であるときは、第一項から順次、項番号を付ける。項の数が一るときには、項番号は付けない。

三 条又は項の中において、幾つかの事項を列記する必要がある場合には、「一、二、三、……」と漢数字を用いた番号を付けて列記する。これを「号」という。号の中で更に細かく幾つかの列記事項に分ける必要がある場合には、イ、ロ、ハ等に分ける。

問82 項番号とは、何か。項番号のあるものと項番号のないものとは、どうしてか。(二〇八ページ)

答 法令においては、算用数字(アラビア数字)でもって、「2、3、4……」又は「1、2、3、4……」と番号が付けられている。この番号を「項番号」という。

項番号は、条の中の項について、第二項以下に「2、3、4……」と、また条で構成されない法令の本則又は附則が二項以上で成り立っているとき、第一項から順次「1、2、3、4……」と付けられる。項番号は、検索、引用の便を図るため、昭和二三年ごろから付けられるようになった。したがって、それ以前の法令には、項番号は付いていない。もつとも、法令集には、「①、②、③、④……」の形で、項番号類似のものが付けられていることが多いが、これは、法令集の編集者が、検索、

引用の便を図るため、便宜、付けたもので、正式の項番号ではない。したがって、その一部改正に際しては、注意を要する。

問83 条の第一項に項番号を付けないのは、どうしてか。(二〇八ページ)

答 「項」は、もともと、条の中の文章の段落を意味するものであり、「条」及び「号」ほどの独立性を有するものとは観念されていない。第二項以下に項番号が付けられるのは、検索、引用の便を図るためであり、そうだとすれば、条の中の第一項は、第〇条という条名の下から書き出すので、項番号がなくても、それが第一項であることは明らかで、検索、引用に不便はない。したがって、条の中の第一項には、殊更、項番号を付ける必要がないわけである。

問190 項番号のない古い法令の条の冒頭又は既存の項の間に新たな項を追加する場合には、どのようにするのか。(四六二ページ)

答 古い法令においては、項に項番号が付けられていないものがあるが、このような法令の既存の項の冒頭又は間に新たな項を追加する場合には、追加の方式について、項に項番号が付けられている法令における場合と異なった点がある。

すなわち、項に項番号が付けられていない場合には、新たな項を追加するのに先立って、その項の後にくるべき既存の項を繰り下げることによってその新たな項をおさめるスペースを設けるといふ方式をとる必要はないこととされており、次の例に示すように、単に追加すべき位置を示して「次の×

項を加える」とすることにより、その後にくるべき既存の項は、おのずからその新たな項の数だけ繰り下げられるものとされている。

〔例 略〕

枝番号・「削除」関係

問186 枝番号とは、何か。法令の一部を改正して条を追加する場合、既存の条を繰り下げて新しい条を追加する方式と既存の条を繰り下げずに枝番号により追加する方式とがあるが、両者は、どのように使い分けるのか。(四四七～四五〇ページ)

答一 枝番号とは、次の例一及び例二に示すように、条における「第〇条の二」あるいは号における「〇の二」というような形を総称するものである。なお、用例は多くはないが、例三に示すように、「第〇条の二の二」というような形が用いられることもあり、これも、枝番号と呼ばれる。このような枝番号は、条及び号に限らず、章、節等の区分にも用いられるが、項については、用いられない。

〔例一～例三 略〕

二 法令の一部を改正して新たな条を追加する場合に、その追加する条が既存の条の末尾に位置することとなるときには、既存の条の位置の移動の問題は起こらないが、その条が既存の条の冒頭又は間に追加されるときには、通常、その追加する条の後にくるべき既存の条の位置の移動の問題が起る。この場合には、新たに追加する条の数だけその後にくるべき既存の条を繰り下げ、これによって設けられたスペースにその新たな条を追加する方式と、既存の条は繰り下げずに追加すべき位

置に新たな条を枝番号にして追加する方式の二通りの方式が通常とられる。

三 右の二通りの方式のうち後者、すなわち枝番号にして新たな条を追加する方式は、原則として、既存の条を繰り下げることが技術的にいたずらに複雑となる場合、あるいは既存の条の繰下げ、すなわちその条名の変更によってその条を引用している他の規定について更に改正を要することとなる等多くの形式的な改正をしなければならない場合にこれを避ける方式としてとられ、右のような場合以外の場合には、二通りの方式のうち前者、すなわち既存の条を繰り下げて新たな条を追加する方式が原則としてとられる。

なお、法令の冒頭に新たな条を追加する場合には、第一条となるべき条については枝番号にすることができないので、既存の冒頭の条を繰り下げる方式をとる必要がある。

また、新たな条を追加する場合に、その位置にたまたま「第〇条 削除」として条の形が残されているときは、これらの方式をとることなく、その条を全部改めるという方式がとられるのが通例である。

さらに、新たな条を追加する場合に、その位置より前にある条を繰り上げ、これによって設けられたスペースにその新たな条を追加する方式がとられることもある。

四 号あるいは章、節等の区分の追加についても、条の追加について右の二及び三で述べたところとほぼ同様である。

問 187 枝番号は、項については用いられないのか。(四五〇ページ)

答一 枝番号は、項については、用いられない。項は、元来、条の中の文章の段落にすぎず、条又は号のように一つの単位として他から区別される内容をもつものとは考えられていないからである。

二 項には枝番号が用いられないから、既存の項の冒頭又は間に新たな項を追加する場合には、その追加する項の後にくるべき既存の項の位置を移動させなければならぬ。この場合における項の追加については、項に項番号が付けられている最近の法令の場合と項番号が付けられていない古い法令の場合とは、その方式に異なるところがある。

問 228 条又は号を廃止するのに「削除」と「削る」の二つの方式があるが、両者は、どのように使い分けるのか。また、項について「削除」とすることはないのであるか。(五三三三・五三四ページ)

答 ある法令の一部を削るものとする改正をする場合に、改めたい部分を「削除」という形で改め、条名、号名等はそのままとしておきたいときに用いられるのが「削除」である。

法令においては、条名を欠番のままにしておくことはしないので、その条が法令の最後の条である場合及び枝番号の最後の条である場合以外において、「第〇条を削る」としたときは、後の条を順次繰り上げる必要が生じる。後の条を繰り上げ、その条名が変わってくると、その条を引用していた他の条や他の法令のすべてについて改正が必要となり、大変煩わしいことになり、また、改正漏れを生じないとも限らない。このような場合には、「第〇条 削除」として、廃止する条が欠番にならないようにその形がただけは残すことにすれば、煩わしくもなく、他の条や他の法令に対する影響もないわけ

である。この点に、両者を使い分ける実益がある。例えば、地方自治法においては次の例に示すように、章を含む多数の条について「削除」とされている。

〔例略〕

次に、号についても、右に述べたと同様のことがいえるが、号は、条と異なり、他の条や他の法令で引用されることが少ないので、後の号を繰り上げてもその影響が少ない。したがって、号について「三 削除」という方式を用いることは、それほど多くない。

なお、項は、単なる法文の段落であって、条又は号のように一つの独立した単位とは考えられないので、項については、「3 削除」という方式は用いることができない。

号の細分関係

問 87 号を更に細分する場合には、どのようにするのか。(二二〇ページ)

答 号は、「一、二、三……」と号名を漢数字で表すが、号の中を更に細分して列記するときは、まず、「イ、ロ、ハ……」を用いる。これを更に細分して列記するときには、「(1)、(2)、(3)……」を用いた例、「(一)、(二)、(三)……」を用いた例があるが、現在では、「(1)、(2)、(3)……」を用いることに統一されている。これを更に細分して、「(i)、(ii)、(iii)、……」を用いて列記した次のような例もある。

〔例略〕

① 佐藤達夫「法制執務提要」(学陽書房・昭二五)

第二章 法令の立案

第四 法令の形式

一 法令の起案方式

(六) 本則(一五〇〜一五三ページ)

1 法令の内容は、通例、本則と附則から成り立つている。附則については、後述することとするがまず、本則には、その法令が目的とする事項についての実質的規定が盛られる。

本則は、ごく簡単なものは別として、条から成り立つているのが通例である。本則は、法令の主体をなすものであるから、その内容が理解しやすいように、その内容に従つて条に分ける訳である。一つの条を、さらに、規定の内容に従つて区分する必要がある場合には、これを項に分ける。項は、いわば法文の段落である。法文の内容上、項を別に立てるほどでないときは、項の中で文章を区切る場合がある。この場合文章が二つに区切られるときは、前の方の規定を前段、後の方の規定を後段と呼ぶ。項の中の文章が区切られる場合のうちには、後段の文章が「但し」で初まり、前段の文章に対する例外を規定する場合がある。この場合には「但し」以下を但書と呼び、これに対する前段の規定を本文と呼ぶ。

条を項に分つのは、前述のように法文の内容の理解を容易にするためであるから、たとえ関連事項を内容とする場合でも、あまり項の数が多くなることは望ましいことではない(地方自治法一四六条は十八項、労働組合法一九条は二十一項もある)。このような場合には、内容を分類して、これを数箇条の

条文にすることが、法令の理解と検索引用を容易ならしめるみちである。本則が条で成り立っている場合の配字は、第一字目から「第何条 何々々」というようにし、条中の項は、第二項から項の上に算用数字で2、3……と順を追って表示する。この場合の算用数字の位置は、その項の第一行第一字目とし、本文は条の場合と同じく一字あけて書き出す。従来の法令では項の番号を書かないで、ただ行を変えるだけであったので（新憲法をはじめその後いくつかの法令では、これを改良して項の初字を一字下げている。）、検索引用に不便を感じていたが、一昨年頃から算用数字を項につけることが行われるようになり、便利になつた。

〔例 略〕

2 本則は、以上のように条で成り立っているのが普通であるが、内容の簡単な法令では、項のみから成り立っている場合もある。この場合には、項が二項以上あるときは、第一項から1、2、3……と表示し、項が一項のみのときは、項番号を付さない。この場合の配字は、項が一項のみのときの初字は第二字目から、項が二項以上あるときの1、2、3、等の算用数字の位置は、第一字目とする。

〔例一・例二 略〕

3 条又は項の中において事物の名称等を列記する場合には、号を用いる。号は、一、二、三をもつてあらわし、その配字は、条の第一字目から一字下りとする。号の中にさらに列記の必要があるときは、イ、ロ、ハを用いる。イ、ロ、ハの配字は、号の第一字目からさらに一字下りとする。イ、ロ、ハの中をさらに細分する必要があるときは、(1)、(2)、(3)その他色々の例がある。

〔例 略〕

7 既存の法令を改正する場合（一六二・一六三、一六八ページ）

既存の法令の条、項又は号の中間に、新たに、条、項又は号を加える場合には、次の方法のいずれかによる。すなわち、(1)次の条、項又は号を一つずつ繰り下げて空いたところに新しい条、項又は号を加えるが〔例一、例二〕、(2)既存の条又は号の名称の変更を避けたいとき（当該条又は号の名称がその法令の他の条文又は他の法令において引用されている場合には、条又は号の名称の変更によつてこれらの法令の改正の必要が生じ、混乱を生ずるのでこれを避けたい場合がある。）には、「第何条の二」というような名称にして、既存の条又は号の間に入れる〔例三、例四〕。但し、この(2)のやり方は、項については、項番号がついている場合でも行わない。従つて、新しい項を加えるときは、すべて前記(1)の方法によるわけである。これは、項は、項番号がついている場合でも単なる法文の段落であつて、条又は号のように一つの単位として他から区別される内容を持つものとは考えられていないからである。

〔例一〜例四 略〕

既存の法令の一部改正の内容が既存の法令の条、項又は号の廃止である場合には、(1)法文の最後の条や条中の最後の号のように、これをあとかたもなく廃止してしまつてもさしつかえない場合とか、その条なり号なりを削つて、後の条なり号なりを繰り上げておさしつかえない場合と、(2)その条なり号なりを削つて、後の条なり号なりを繰り上げることが煩雑であるので廃止する条なり号なりの形が、いを~~残~~して置く場合とがある。前者の場合は例一により、後者の場合は例二又は例三による。なお、項を削る場合について

は、項番号がある場合でも前に述べたと同じ理由で(2)の例によらないで(1)の例による。

〔例一く例三 略〕

② 林修三「例解立法法技術」(学陽書房・昭三〇)

本論

第一章 法令の起案形式についての基本原則

第五 法令の各条項の書き方についての基本的事項

二 条・項・号(五一・五二ページ)

本則の法文は、その内容がきわめて簡単で、条に分けるまでもない場合を除き、通例、第一条、第二条と条に区分する。一つの条の中で、区切りをつける必要がある場合は、別行を起して次を書き出す。この条の中で別行で区分される段落を項という。古い法令では、この項の区切りは、単に行を変えるだけであらわされ、次いで文語体の法文が口語体になるとともに、行の初字を一字下げて項の段落をはつきりさせることになった(日本国憲法の例)が、最近では、項がたくさんある場合等に検索の便を図るといような趣旨で、第二項以下の項の頭に算用数字で2、3、4等と、いわゆる項番号をつけることになっている。なお、条の中に項が一つしかない場合及び項が数個ある場合でも、その第一項には、項番号をつけない。条、項の中で、いくつかの事項を並列的にならべて規定する必要がある場合は、一、二、三、四というように数字で番号をつけて列記する。これを号という。号の数字は、条の第一字目から一字下りとする。号をさらに、いくつかの列記事項に分ける必要がある場合は、イ、ロ、ハ等に分ける。

以上述べたことを図示すると次のようになる。

第〇条

.....

2

一

二

イ

ロ

ハ

以上は、本則の条項の書き方であるが、附則の場合は、最近の法令では、条に分けずに、項にだけ区分することが普通の例である。もちろん、附則を条に分けて悪いというわけではなく、古い法令では、条に分けているものも多いし、最近の法令でも附則が非常に長くなる場合は、条に分けた例もある。条に分ける場合は、本則と通しの条名にする場合と、附則だけで新しく第一条、第二条とする場合とがある。便宜の問題である。

四 既存の法令の一部を改正する場合における基本的技術

(二) 一部改正のやり方(五四・五五ページ)

既存の法令の一部を改正する法令では、まず、題名の次の行に「何々法(昭和何年法律第何号)の一

部を次のように改正する。」という改正の柱書を第二字目から書き出して置き、それから改正の中味に入る。

改正の内容が、既存の条・項・号の一部の字句を改めるものである場合は、『第何条(第何項、第何号)中「……………」を「……………」に改める。』というようにあらわし、既存の条、項、号の文句の一部を追加する場合は、『第何条(第何項、第何号)中「……………」の下に「……………」を加える。』(まれには、『「……………」の上に「……………」を加える』とする場合もある。)と表現する。一部の字句を削る場合は、『第何条(第何項、第何号)中「……………」を削る。』とする。

既存の条・項・号の全部を改めようとする場合は、まず『第何条(第何項、第何号)を次のように改める。』という柱書を置き、次にその改正された後の形を新しい条・項・号の形で掲げる。

条・項・号を新しく加えようとする場合は、その新しい条・項・号が既存のもの一番後につく場合は、

第〇条の次に次の一条を加える。

第〇条……………

第〇条に次の一項を加える。

3……………

第〇条に次の一号を加える。

四……………

というようにするが、既存の条・項・号の間に、こういうものを新しく挿入しようとする場合は、ま

ず既存の条・項・号等を繰り下げて、新しいもの入る位置を作り、その上で右の例によらなければならぬ。すなわち、たとえば「第四条を第五条とし、第五条を第六条とし、第三条の次に次の一条を加える。」として、その次に新しい第四条を置くのである。項、号の追加の場合は、たとえば、「第〇条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。」と新しい項、号の入る場所を明示して、その次に新しい第二項を置く。

条と号の場合には、こういう条や号の繰下げをやるのが非常に複雑、困難である場合は、第三条の二、第三号の二というように新しい条・号に枝番号をつけることも行われる。しかし、項については、元来が文章の段落であるという考え方であるから、第三項の二というような枝番号をつけることは行われない。

次は、既存の条・項・号等の全体を削る場合であるが、この場合は、「第何条を削る。」と表現する方法と、「第何条を次のように改める。」と柱書をして、次に「第何条 削除」という形をとる方法とがある。

前者の方法によると、削られた第何条は跡形もなく消えることになり、したがって、その空いた条項の後になお条項がある場合は、その条項名を繰り上げてそのすきまをうめる措置をとらなければならぬ。つまり、「第四条を削り、第五条を第四条とし、以下一条ずつ繰り上げる。」というような書き方をする。後者の方法の場合には、その削除された第何条は、なお「第何条 削除」という形で残るから、つづく条名を繰り上げる措置は必要でない。この後の「第何条 削除」という形は、号の場合にもとられるが、項の場合は、前に述べた項の性質から「第何項 削除」という形で残すことは行われない。

③ 林修三「法令作成の常識」(日本評論社・昭五〇)

第三章 法令の体裁上の諸約束

第六 条・項・号(六九く七一ページ)

一 条

本則の法文は、その内容がきわめて簡単で、条に区分するまでもない場合を除き、第一条、第二条というように条に区分する。

附則については、附則に盛るべき法文の内容が比較的多い場合などに、条に区分する。

昭和二三年頃から昭和三〇年代の中頃までの間は、附則は、その内容がいくら長くても、条に区分せず、項だけに区分し、そのため、附則の項の数が数十項に及んだ法令もあつたが、このやり方は占領中の特殊事情によるものであつたため、昭和三〇年代後半からは、むかしのやり方にもどつて、その規定内容が相当複雑な場合は、本則と同様に条に区分するやり方がとられているのである。さらに、近頃は規定内容がわりに簡単でも条に区分されている例もある。なお、附則を条に区分する場合、その条の条名については、本則と通しの条名をつけるやり方と、附則は附則で、第一条、第二条と条名を新しくするやり方とがあるが、近頃は原則として、後者の例によつてゐる。なお、既存の法令の一部を改正する法令の附則の場合は、必然的に、附則だけで、第一条、第二条という条名をつけることになる。

二 項と項番号

一つの条の中で、法文に区切りをつける必要がある場合は、原則として、別行を起すことになつてゐる。

この条の中で別行で区分される段落を「項」という。そして、項の順序に依じて、第一項、第二項と呼ぶことになっている。古い文語体の法令では、この項の区切りは、単に行を変えただけであらわされていたが、口語体法令が採用されるにあたって、行の初字を一字下げて、項の段落をはつきりさせる措置がとられた（日本国憲法や裁判所法などの例）。しかし、それだけでは、一つの条の中に項がたくさんある場合に、その項が第何項にあたるかを調べるのに手間がかかるので、昭和二三年頃以後の法令では、第二項以下の項の頭に算用数字で、2、3、4などと、いわゆる項番号をつけて、その項が第何項にあたるかがすぐわかるようにする措置がとられている。

ところで、この項番号については、第一条、第二条という場合の条名、第一号、第二号という場合の号名とはちがって、項の順番を調べ探す便宜のためにつけられた符号という考え方がとられ、その項の項名をあらわすものとはされていないので、項のうちの第一項にあたる部分には、1という項番号をつけられないことになっている（ただし、本則を条に分けず、項だけに区分する場合および附則が項だけに区分される場合は、それぞれの第一項には、1という項番号がつけられる）。項番号のこういう性質から、法令の改廃の場合の項の取扱いが、条や号の場合と若干ちがってくる。この点は、第四章でさらに説明するが、要するに、条や号には、第一条の二、第一号の二などという枝番号をつけることができるが、項にはそういう枝番号をつけないし、「第何項 削除」というような形式もとらないのである。

三 号

条、項の中で、いくつかの事項を列記的にならべて規定する必要のある場合は、一、二、三という漢字の数字を用いた番号をつけて、これを列記する。これを号という。号の数字は、条の第一字目から一字下

げて配字する。号をさらにこまかくいくつかの列記事項に分ける必要のある場合は、イ、ロ、ハなどに区分して列記する。

第四章 法令の改正廃止のやり方

第三 一部改正のやり方

五 条、項、号の改正方式

(4) 条、項、号を新たにつけ加えるやり方

(b) つけ加えられる条、項、号が既存の条、項、号の間に入る場合（八九く九一ページ）

この場合は、まず、既存の条、項、号の位置を繰り下げて、新しいものが入るべき場所を作り、そうした上で、右に述べた方式をとることになる。

▽第二項と第三項との間に一項つけ加えようとする場合

〔例二〕

□第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、……

右の場合、「第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に、次の一項を加える。」とするやり方もある。

右の項の挿入のやり方で注意を要することが二つある。

第一は、項番号には枝番をつけないということである。すなわち、第二項の次に一項を加える場合に、この新しい項に2の2というような枝番のついた項番号をつけることはしないということである。これは、先に第三章第六のところの説明した項番号に対する考え方からきている。項番号は、第一条、第一号などという条名、号名とはちがうというわけである。したがって、項を中間に挿入する場合は、ややこしくても、必ず、うしろの方から項番号をずらせて、新しい項の入るべき場所を作るようにしなければならない。

注意すべきことの第二は、項番号のない古い法令の場合のことである。たとえば、項番号のついていない裁判所法などの一部を改める場合は、かりに五項ある第六〇条の第三項と第四項との間に新しく一項つけ加えるときでも、うしろから第五項を第六項とするというように漸次一項ずつ繰り下げるといふ書き方をせずに、いきなり、「第六〇条第三項の次に次の一項を加える。」とだけしてすますのである。そしてこれだけで、項番号のない条文の場合は、新しい項は第四項として入り、従前の第四項は自然に第五項となり、第五項は第六項に繰り下がったことになるのと了解されているのである。これも、結局、項は文章の区切りにすぎないという項に対する考え方からきている。

(5) 条、項、号を廃止するやり方（九五〜九七ページ）

既存の条、項、号の全部を廃止しようとする場合（条、項、号のただし書、前段、後段、各号列記の部分、条の見出しなどのそれぞれ全部を廃止しようとする場合も、おおむね同様である）については、

〔例一〕

□第〇条（第〇条第〇項、第〇条第〇号）を削る。

□第〇条ただし書（後段）を削る。

□第〇条の見出しを削る。

とするやり方が原則であるが、条と号の廃止については、

〔例二〕

□第三条を次のように改める。

第三条 削除

□第三条第五号を次のように改める。

□五 削除

とするやり方もある。

右の二つのやり方のうち、「例一」のやり方によると、削られた第〇条（第〇項、第〇号）は、あとかたもなく消えてしまうことになり、したがって、その空いた条、項、号のあとになお続く条、項、号がある場合には、その条、項、号の数字を繰り上げて、そのすきまをうめる措置をとらなければならない。すなわち、「第四条を削る。」とした場合は、これに続いて、「第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、以下一条ずつ繰り上げる。」というような書き方をする必要があるのである。

次に、「例二」のやり方をとる場合は、その削除された条または号は、なお、「第三条 削除」、「五 削除」という形で残ることになるから、そこに条や号のすきまはなく、これに続く条や号の数字（条名、号名）を繰り上げる必要はないことになる。そこで、ある条または号をあとかたもなく削り去ると、そのあ

なうめをするためにたくさんの条、号を動かし、あるいは関係法令の規定にも手を加えなければならぬような場合には、「例一」の形式によらずに、「例二」の形式がとられることになる。つまり、前に(4)(b)のところ、条と号の枝番について述べたが、それと同じすじ道の考え方によって、条と号については、場合によって、「削除」という形式がとられるのである。

ここで注意すべきことは、右の「例二」の「削除」というやり方は、項やただし書、前段、後段などの廃止の場合にはとられず、「例一」の「削る」方式一本であることである。このことは、ただし書や前段、後段の廃止については説明するまでもなく自明のことと思うが、項について、

□第五条第二項を次のように改める。

2 | 削除

というやり方がとられないのは、前にも説明した項および項番号の性格からきている。つまり、項は、文章の区切りであり、項番号は、そういう項に対する便宜の呼び名で、第一条、第二号というような条名、号名、つまり条、号に付着した固有名詞的な名称とはちがうという考え方によるものである。そこで、たくさんある項の中途の項を廃止しようとする場合にも、「例一」の方式によらざるをえないから、面倒でも、削られた項のあとの項番号を繰り上げる措置をする必要があるわけである。もつとも、項番号のない法令の場合は、たとえば、一〇項ある条の中の第五項を削るときも、「第〇条第五項を削る。」とだけ書いて、第六項以下はだまつていても、従前の第六項が第五項の場所に座り、以下、当然に一項ずつ繰り上ってきてすきまをうめるといふように了解されている。

④ 山本庸幸 「実務立法技術」(商事法務・平一八)

第三編 改正法令

第二章 改正方式

第五節 条項号の改正

第二款 項の改正

○ 項の追加(二七四ページ)

項の追加は、次の方式で行う。新たな項を条の途中に追加する場合と、条の最後に追加する場合とは、柱書きの書き方が若干異なる。ちなみに、項は単に条の段落にすぎないと観念されているので、項には枝番号を付けないこととなっている。そこで、追加したい項がその条の最後尾のものでない限り、この操作の前に項番号を必ず移動しておかなければならない。

〔例略〕

○ 項を「削る」(二七七・二七八ページ)

条や号の場合は、「削除」として、その条や号が存在した痕跡を残す方式をとることがある。しかしながら項の場合は、やはり単に条の段落に過ぎないという理由で、それが認められていない。したがって、「2削除」などという項は存在しない。

そこで、項についてはその痕跡を残さずに完全に消してしまう「削る」方式をとることとなる。ところが、項には枝番号もないことから、この操作を行うと、その項が条の最後尾にない限り、必ず項の移動を

伴うこととなるので注意を要する。

⑤ 浅野一郎「改訂法制執務事典」(ぎょうせい・昭五七)

第一編 法令の作成

○ 一部改正の方法

(6) 条・項・号の追加(その二)

◇ 項の追加

1 項を既存の項の冒頭に追加する場合(一六ページ)

項は、条及び号が一つの単位とされているのに対し、文章の一段落としかされていないので「枝番号」を用いることができない。

したがって、項を既存の項の冒頭に追加する場合には、第二項以下の項のすべてを繰り下げなければならぬ。

たとえば、二項からなる条に第一項を追加する場合は、次のいずれかのようにして、次の行から第一項を書く。

なお、第一項には、項番号を付さない。

〔例 略〕

第二編 法令の用語

○ 「削除」・「削る」(二七二ページ)

法令を改正する場合に、法令中の一部を消す方法として「削除」と「削る」の方法があり、この両者が使い分けられている。「削除」は、消したあとが分かるように消した条名や号名をそのまま残すものであり、「削る」は、削られた部分がすっかりあとかたもなく消え去るやりかたである。したがって、「削除」の場合には、削除の対象となる条なり、号なりが「第五条 削除」「五 削除」という形となつてあとに残るのである。

なお、項については、項は、それ自身独立の存在ではないから「削除」ということは行われない。もつとも、独立的な意味を持つ附則の項について「削除」という方法を使った例がないでもないが特別の場合である。

⑥ 河野久「法令の改め方」(立法技術入門講座第三卷)(ぎょうせい・昭六三)

第二章 法令の改正

第六節 条・項・号の追加

五 項の追加(七四ページ)

項は、条及び号が独立した文章の単位とされているのに対し、文章の一段落にすぎないので、条や号のように枝番号を用いることができない。

したがって、項を既存の項の末尾に加える場合は別として、項を追加する場合は、既存の項を繰り下げておかなければならない。なお、既存の項が削られる改正が同時にあるときは前の項を繰り上げて加える

場合もある。

第七節 条・項・号の廃止

二 項の廃止（八四ページ）

項は、条又は号と異なり、文章の一段落にすぎないので「削除」に改める方式を用いることができない。したがって、不要となった項は、削ることとなる。

【議題1関係】

3 項を「削除」としている例

○恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令（昭二六政一三〇）

附 則

3 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。
附則第三項を次のように改める。

3 削除

○恩給法の一部を改正する法律（昭二九法二〇〇）

附 則

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第二十二項を次のように改める。

22 削除

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三二法一五四)

附則

41 次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のように改正する。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号) 附則第九項を次のように改める。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十三号) 附則第五項を削る。

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十二号) 附則第三項を次のように改める。

3 削除

四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十五号）附則第十二項を次のように改める。

12 削除

五 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第十一項を次のように改める。

11 削除

六 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第一項第五号を削る。

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三二法一五五）

附 則

（保安庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

20 保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 削除

4 項ズレに伴う規定の整理であつて複雑なもの例

○経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平二三法一一五）

(傍線の部分は、地方税法第五十三条第二十九項を削ったことに伴う手当てに係る部分)

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十四項の項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

(略)

第五十三条第一項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第二項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第三項中「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二條の七第七項」を削り、同条第六項第二号中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第七項中「七年内」を「九年内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二條の七第七項」を削り、同条第十項中「七年内」を「九年内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二條の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年内」を「九年内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二條の七第七項」を削り、同条第十六項中

「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の九の三第六項」に改め、同条第二十五項中「第三十五項」を「第三十四項」に、「第三十六項又は第三十九項」を「第三十五項又は第三十八項」に改め、同条第二十八項中「に同項」を「又は第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に第二十六項に、「の記載があり、かつ、」を「並びに」に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「第四十一項」を「第四十項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「第三十九項」を「第二十九項」に、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「第三十項」を「第二十九項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に、「第四十二項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十四項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第三十二項」を「第三十一項」に、「第四十二項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第三十六項」に、「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を第三十七項とし、第三十九項から第四十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十二項中「第三十項又は第三十一項」を「第二十九項又は第三十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「第四十項」を「第三十九項」に、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「第四十九項」を「第四十八項」に改め、

同項を同条第四十四項とし、同条中第四十六項を第四十五項とし、第四十七項を第四十六項とし、同条第四十八項中「第四十五項若しくは第四十六項」を「第四十四項若しくは第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第四十九項を第四十八項とし、第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰り上げる。

5 表における枝番号の例

○輸出貿易管理令（昭二四政三七八）

別表第一（第一条、第四条関係）

	貨物	地域
一～三	(略)	(略)
三の二	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～5 (略) 5の2 噴霧乾燥器 6～8 (略)	全地域
四～一六	(略)	(略)

○労働安全衛生法施行令（昭四七政三一八）

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二條關係）

一（略）

二 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
- 3の2 インジウム化合物
- 3の3 エチルベンゼン
- 4 エチレンジイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルトーフタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物

11 クロム酸及びその塩

11の2 クロロホルム

12 クロロメチルメチルエーテル

13 37 (略)

三 (略)

【議題2 関係】

6 イ、ロ、ハ等を「削除」としている例

○新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平三法四五）

附 則

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第十二条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号ロを次のように改める。

ロ 削除

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平九法四二）

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十四条第四号ハ、二及びホを次のように改める。

ハ及びニ 削除

ホ 第七十四条から第七十四条の六まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

7 表における枝番号の例

○登録免許税法（昭四二法三五）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条

第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定 又は技能証明の事項	課税標準	税率
--------------------------------------	------	----

一〇三十一 (略)

三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

(注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決
 手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験
 に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十
 八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業
 環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたこ
 とに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同

法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。

<p>(一)・(二) (略)</p> <p>(二)の二 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の十八(登録)の登録政治家 資金監査人の登録</p> <p>(三)・(十) (略)</p> <p>(十)の二 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)による歯科技工士名簿にする登録</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(十一)・(十五) (略)</p> <p>三十三・百六十 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>登録件数</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき一万五千元</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	--	--

○建築基準法(昭二五法二〇一)

別表第二 用途地域等内の建築物の制限(第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係)

<p>(い)・(へ)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとし</p>
----------------	------------	--

(ちくわ)	(と)
(略)	<p>準拠地域内に建築してはならない建築物</p>
(略)	<p>て政令で定めるものを除く。)を営む工場</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 印刷用インキの製造</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(一の二) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造</p> <p>(二の二) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造</p> <p>(三・四) (略)</p> <p>(四の二) 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工 (金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)又は原動機を使用する金属のプレス(液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。)若しくはせん断</p> <p>(四の三) 印刷用平版の研磨</p> <p>(四の四) 糖衣機を使用する製品の製造</p> <p>(四の五) 原動機を使用するセメント製品の製造</p> <p>(四の六) ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの</p>

(関税暫定措置法別表第一の六)

第二十三編 国税 (関税暫定措置法)

一七	一六	一五	一四の														
関税率表第二一〇八・一四号に掲げる物品	関税率表第二一〇八・一三号に掲げる物品	関税率表第二一〇八・一二号に掲げる物品	関税率表第二一〇二・九〇号の三、第一一〇三・一九〇の四、第一一〇三・二〇〇号の三の(一)、第一九〇一・二〇〇号の(一)のA若しくは(三)又は第一九〇一・九〇〇号の(一)のAに掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	関税率表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号、第一〇〇六・四〇号、第一〇〇九・二〇号、第一〇〇九・三〇号、第一〇〇九・四〇号、第一〇〇九・五〇号、第一〇〇九・六〇号、第一〇〇九・七〇号、第一〇〇九・八〇号、第一〇〇九・九〇号の(一)又は第二二〇六・九〇号の(一)のAに掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	関税率表第一九〇四・一〇号の二の(三)、第一九〇四・二〇号の二の(三)、第一九〇四・三〇号の二の(三)、第一九〇四・四〇号の二の(三)、第一九〇四・五〇号の二の(三)、第一九〇四・六〇号の二の(三)、第一九〇四・七〇号の二の(三)、第一九〇四・八〇号の二の(三)、第一九〇四・九〇号の二の(三)のBの(b)に掲げる物品	一キログラムにつき四 五円五〇銭	一キログラムにつき四 四円三三銭	一キログラムにつき四 三円一七銭	一キログラムにつき四 二円	一キログラムにつき四 〇円八三銭	一キログラムにつき四 九円六七銭	二円二八銭	一円二二銭	〇円一七銭	九円一一銭	八円六銭	七円

A [日法九八八四・五] ㉔

鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉に係る船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

(平六政四一四・追加、平一八政一五〇・旧第三十七條繰上、平二六政三

九三・一部改正)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三條の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一條の四において準用する場合を含む。))又は第六十二條の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八條において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六條第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)に係る数量として、同法第一百二條第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条、第十八條及び第十九條において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び次項において「統計計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十七年に於ける法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算

A [日法一〇七四四・五] ③

出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十六年までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三條の三第一項(同法第六十一條の四において準用する場合を含む。))又は第六十二條の十の規定による承認を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成二十七年に於ける法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日(第十八條第三項及び第十九條の三各号において「協定発効日」という。))から一年を経過した日(以下この項において「一年経過日」という。))の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定するオーストラリア産飼料用麦に係る輸入数量は同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

3 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上

〔平成二八年度法令整備会議第二回 議題第三号関係議事要旨〕

項についての枝番号の使用等について

(担当 庄司参事官)

○ 議事要旨

1 項についての枝番号の使用等の必要性について、異論はなかったものの、

(一) 項は段落であるというのであれば、順番に数えられるようにすべきであり、枝番号や「削除」はおかしいのではないか

(二) 項は段落ではなく、条や号と同じように、独立した単位であるというのであれば、項番号のない法令は維持できるのか、第一項に項番号を明示しなくてよいか、号名が漢数字で示されるのにそれに先立つ項番号がなぜ算用数字なのか

といった疑問があり、項の性質論を踏まえた論理的な検討が必要ではないかとの見解が示された。これに対し、

(三) 項番号が付されるようになってからは、改正文において「何項を何項とし」のような項ズレ処理が行われており、このことは、項番号が単に前から数えて何番目かという意味ではなく、項番号自体が意味を持つようになっていくことの証左ではないか

(四) 条の中の項の場合と項から成る本則又は附則の項の場合とでは、項の性質が異なるのではないか

といった見解も示されたが、最終的に、意見の一致をみるに至らなかった。

2 号の細分については、既に「削除」が認められており、論理的には枝番号の使用も否定されないという点で異論はなかったものの、その必要性について疑問を呈する見解や、付番の仕方について種々の見解が示され、最終的に、意見の一致をみるに至らなかった。